

「平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無
及びその対応を調査する委員会」による調査報告書の概要について（報告）

1. 事案の経過

- ・平成 18 年 2 月に、当該児童の保護者（当時）から、当該児童がお金を持ち出し友人に渡しているという訴えがあった。
- ・当時、学校が調査を開始したものの十分な調査を行うことができず、いじめ・恐喝があったかどうか当該校も教育委員会も判断するに至らなかった。
- ・平成 28 年の垂水区中学生自死事案における教訓を踏まえ、本事案についてもこのままではいけないという思いで、真摯かつ誠実な姿勢で積極的に対応することとし、令和元年 4 月以降、いじめの認定に向けて、当該児童保護者に補充・補足の調査を提案したが、実現には至らなかった。
- ・その後、令和元年 11 月に本件に関する陳情が採択されたことを受け、保護者との協議を踏まえて、教育委員会の附属機関として調査委員会を設置した。
- ・令和 5 年 5 月 11 日に調査委員会から教育委員会へ調査報告書が提出された。

2. 調査委員会による調査結果（要約）

（1）いじめの認定

- ・事実認定については、裁判所の認定通りと考える。
- ・裁判所が不法行為とは認定しなかった「いやがらせ行為」もいじめとして認定できる。

（2）学校の対応

- ・担任はいじめを疑わせる徴候を漫然と見過ごし、また注意した場合にもその場で通り一遍の指導で終わらせていたものであり、不適切な対応であった。
- ・教頭の発言について、当該児童の被害感情にしっかりと寄り添うことができず、適切な対応が取られていなかった。
- ・当該児童側からの風評の訴え（本件発覚後、関係児童やその保護者らに虚偽の噂を広められるなどの風評被害を受けたこと）に対する学校側の対応は不適切であった。
- ・校長が、転校関係書類の書き直しを命じたこと、いじめの事実を全て否定するかのような副申を行ったことは、転校妨害であり、不当行為にあたる。

（3）教育委員会の対応

①裁判所への回答

- ・市教委の裁判所への回答のうち、
「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」との点、
「2 月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった」との点、
「2 月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」との点、

「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」との点、

いずれの内容についても、事実と反する記載があると認められる。

- ・事実と反する内容や悪意ある情報選択を行ったと言わざるを得ない対応は、不当行為と言える。

②議会答弁

- ・歴代教育長ら市教委幹部等の答弁（上記、裁判所への回答に基づく答弁）は、明らかに客観的事実に反する。無批判的に過去の答弁内容を受け入れ、つじつまがあわないところを取り繕うような態度をとり続けた教育委員会の態度について、これを隠蔽体質と批判されることは、やむを得ない。
- ・議員を通じての回答（教育委員会が当該児童からの聞き取り等を要望する連絡に対する、当該児童の保護者からの回答）について、4回とも回答はあったと評価されるべきであり、誤りを認めて訂正し、場合によっては謝罪等の名誉回復措置を講じるべきであった。にもかかわらず、現在まで放置していることは、不当行為と評価できる。
- ・平成24年2月の文教経済委員会における指導部長の発言（「どういう対応をとったかという資料が全然残ってない」、「2月の途中までの記録は残っているが年度末までの記録がない」）は、明らかに虚偽答弁である。

③情報公開請求への対応と学校作成資料等の内部調査

- ・時系列資料を不当に公文書から外し、不開示とした点については、理由提示が不十分であると言わざるを得ず、隠蔽であると評価すべきものである。
- ・監理室による内部調査はあくまでも議会での批判をかわすために形式的に行われたものであると評価できるものであり、「公文書該当性の限定解釈」「公文書制度の軽視」などの表現に矮小化する表現にとどめたことは不当であると評価できる。

3. 再発防止のための提言

(1) 学校への提言

- ① 「いじめ」についての正しい認識を持つこと
- ② いじめの早期発見・早期解決に向けた取組の徹底

(2) 教育委員会への提言

- ① 学校の対応が不十分な場合における学校への積極的な助言、指導を行うこと
- ② いじめ防止等に関する基本方針、年間指導計画、ガイドライン等の策定と指導
- ③ 教育委員会内での情報共有の徹底
- ④ 「保護者の気持ちを受け止める」適切な保護者理解と教育委員会事務局の役割
- ⑤ 教職員の正しい生徒理解に向けた教育ツールの導入及び職員研修の充実
- ⑥ 市教委職員、管理職、教職員を対象とした研修を実施すること
- ⑦ 責任の所在を明確にすること
- ⑧ 議会答弁において深刻な疑義が生じた場合には、きちんと原資料にあたり、どのような資料を根拠にして答弁を行っているのかについて正確に理解した上で答弁が行えるようにすること

報告書

〈概要版〉

令和5年5月11日

平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案における
いじめの有無及びその対応を調査する委員会

第1 はじめに

本報告書は、被害児童が被害を訴えた小学校におけるいじめ事案（以下、「本件事案」とする）について、調査の結果明らかになった事実等を報告する概要版である。

調査委員会設置要綱によると、「委員会は、当該事案に関して、平成18年2月における文部科学省のいじめの定義に基づくいじめ及び恐喝の有無並びに当該事案の認知当時及びその後の神戸市教育委員会事務局及び神戸市立小学校の判断及び対応の適否について調査を行う」とされている。

これに対して、被害児童の保護者からは、「いじめがあったということは裁判所による認定で確定している」として、当該調査ではいじめの有無ではなく、(1) 7つの不当行為（後述。ただし後に追加があり、8つの不当行為）について、事実か否か、(2) 本件いじめが発覚後、学校側はいじめの存在を一旦認めたが、その後「認められない」と言を翻した理由、のそれぞれについて明らかにすることを求められた。

本調査報告書では、以下に事案の概要を示した上で、被害児童保護者の求める(1)(2)の事実について解明することを試みるとともに、市教委の求める「いじめ及び恐喝の有無」及び学校・市教委の対応の適否についても、以下、順次判断する。

1 事案の概要

本件は平成18年2月4日に、当時神戸市立小学校5年生であったA₁宅で、同級生のO₁とO₄にA₁が15,000円を渡していたところを、A₁の父であるA₂が見つけたことで、長期にわたる金銭授受の事実が発覚した。その後、学校による調査が行われ、徐々にいじめの事実が明らかになってきた。2月10日には、本件に関して「いじめがあったことを前提にした学年指導」が行われ、5限目には5年生児童及びその保護者を集めた学年集会が行われ、被害児童による、「僕は毎日学校に行くのが地獄でした」と始まり、具体的ないじめの内容が書かれ、『「死んだら楽になるかな』』と書いて、マンションの上の階から下を見ていたこともあります』などと書かれ手紙が被害児童の母親によって読み上げら

れた。このことによって、生徒や保護者たちは本件いじめの事実を知った。

その後も学校は独自にアンケート調査や、加害と名指しされた児童の聞き取りなどの調査を継続していた。15日には、学校が5年生児童全員（61名）に対して、本件事案に関して知っていること、見たこと、聞いたことなどを書かせて行った調査を行った。その調査では、具体的ないじめの内容が多数申告されていた。しかし16日には、加害側の児童1名の保護者が事情聴取を拒む発言をしたことから、学校側は加害児童の聞き取り調査に消極的になってきた。22日には、15日に行ったアンケート内容につき、校長及び教頭が、被害児童保護者宅で説明を行い、そこで校長は「皆にいじめられて、かわいそうに」「本当に許されへん」などと発言している。

28日には、被害児童保護者が警察に被害届を出したこともあり、学校はその後関係児童に対する聞き取りなどの調査を行わなくなった。

同年3月に入ると、子どもが警察の取り調べを受けたことにショックを受けたなどと加害児童保護者らから苦情が出され、さらに3月中旬頃になると、被害側の要求ばかりをきいている学校に対する不満が寄せられるようになってきた。そして担任は3月15日、被害児童が学校を休んだ機に乗じて、クラスの子どもたちに「本件について思っていること」を作文として自由に書かせた。それによって担任は、加害児童たちを中心とした、「自分たちだけが加害者ではない」とする、被害児童に対する不満の声をすくい上げることとなった。

担任は、加害側保護者の求めに応じ、同月22日に市教委の担当指導主事と面談した。その際担任において、上記の加害児童らが記した作文を示したところ、同指導主事より、いじめの指導について時系列で作ることなどの他、「被害児童の側になってしまったことについては、被害者の立場に立っていじめの指導を展開したのであって、その時点できちんとした調査ができていなかったことについて謝罪するよう」と指導された。また同日、被害児童保護者が依頼した弁護士から学校に電話があり、A₁に対する指定外通学許可の申し出が出された。

そして4月4日（火）、K小学校への指定外通学許可のため、被害児童の両親が「就学校指定変更申立理由書」を持参して弁護士とともに来校した。この申立書には、「平成17年5月頃から数人の同学年の児童から度々呼び出されて門

限がきても帰さなかったり、物を隠すといういじめ」「同年 6 月頃から、金を貸せと金を取り上げられ、水筒のお茶を勝手に飲まれたり、連絡帳に落書きがされるようになった」「ランドセルを数人でサッカーボールのように蹴り回すなど、物への破壊」「平成 18 年 2 月まで数名の男子児童から殴る、蹴る、ボールを顔面にわざとぶつける、引っ搔くなどの暴行を受けた」「言葉によるいじめや仲間外れ」などの内容が記されており、「このようないじめはクラスの全員が知っており、担任の前でもなされたのに担任はほとんど指導を行わず、いじめが止むことはなかった」などと記載されていた。

被害児童保護者は就学関係届を受取るため、6 日に来校したが、そこで校長は、申立書に記載されていたいじめの事実について「見解の相違がある」「この内容を書き換えて頂くか、このままこの学校に通って頂くか…」などと発言し、さらにたとえ話として、「いじめ」の部分を「人間関係のもつれ」のように書き直して欲しい旨の発言をした。結局校長は、副申書に「保護者の申し出事由欄の別紙については、学校として見解の相違があり、別紙の内容を認めることはできないが、本児の今後の生活を考えると指定外通学が適切だと考える。」旨を手書きで記載した上で、校印と校長印を押印した「就学関係届」を交付した。

そしてその後、学校及び市教委は、本件いじめについて「十分に被害側と加害側の言い分をすり合わせることはできなかった」「途中で調査が行えなくなったため、いじめ・恐喝の事実があったかなかったかは断定できない」などと主張するようになった。そして当委員会発足後においても、市教委はその立場を崩していない。

2 被害児童保護者側の主張する 8 つの「不当行為」

被害児童保護者側は、学校・市教委側が以下 8 つの不当行為を行ったと主張しているため、以下それぞれに対する当委員会の判断を述べる。

- (1) いじめ隠蔽、不適切指導
- (2) 学校が正反対の説明をしたこと
- (3) 市教委の裁判所への虚偽回答
- (4) 校長による転校妨害

- (5) 校長による風評被害の黙殺
- (6) 教育長、幹部による虚偽答弁、議員への虚偽説明
- (7) 虚偽答弁の訂正、謝罪拒否
- (8) 監査室の調査について

第2 いじめについて

(1) いじめの認定について

本件については、加害児童の親らを被告とした民事裁判が提起され、平成21年12月18日、大阪高裁がいじめを認める判決を下し確定した。

裁判所の認定は、訴訟の当事者に関する部分については、各当事者が主張立証を尽くしたうえでの認定であるところ、調査委員会において、これと異なる判断をする理由はない。一件記録を確認する限り、裁判所の認定において明確な事実誤認が存するとは解されない。

また、訴訟当事者以外の児童らも事実認定に登場するが、これら児童については、和解の事実や、訴訟に現れた証拠から認定できるため、やはり、調査委員会において、これと異なる判断をする理由はない。

そして、裁判所の認定は、裁判外での学校の調査、学校から被害児童保護者への報告内容、学校から市教委への報告とも矛盾しない。

なお、調査委員会は、被害児童(当時)とも面談の上、聴取を行ったが、裁判所の認定にそぐわないものではなかった。

したがって、事実認定については、裁判所の認定通りと考える。ただし、裁判所が不法行為とは認定しなかった「いやがらせ行為」もいじめとして認定できる。

これに対し、市教委は、裁判所からの調査囑託に対し、「いじめについては、双方からの聞き取り内容に関する報告では、必ずしもいじめであると断定できない状況がある。」「被害児童と他の児童との間で、主張に齟齬があるところ、その溝を埋める調査ができなかったため、いじめ・恐喝の事実があったかなかったは判断できない」旨回答している。

そして、市教委はその後も、調査ができないので、いじめかどうかの判

断ができないとの態度を変えない。

しかしながら、本件では裁判で当事者により主張立証を尽くされたこと及び当調査委員会による調査が尽くされたことにより、いじめについての調査ができていないとの市教委の見解は、前提を欠く。

また、被害児童が、加害児童らに言葉で言い返したことがあったからと言って、他の事情(日常的ないやがらせ、万引き等弱みに付け込んだ言辞、たかり行為、暴行行為など)に鑑みれば、被害児童と上記いじめを認定した児童らとが対等ではなく、被害児童が弱い立場にあったことは明らかであり、また、暴行行為やたかり行為が、一方的、継続的になされたこと、被害児童が深刻な苦痛を感じていたことは明らかである。

また、市教委による恐喝したのでなければいじめにならないかのごとき市教委の論調はそもそも失当であり、裁判所は恐喝でなくともたかり行為自体がいじめと認めている。

したがって、市教委の見解は、いずれも失当であり、いじめの認定を否定できるものではない。

なお、市教委の裁判所からの調査嘱託に対する回答は、いじめの認定に資する情報については、裁判所に開示せず、いじめの認定の妨げになりうる不確かな事情についてのみ開示する内容となっている。かかる対応では、いじめについて否定的な印象を裁判所にもたらず意図があったのではないかと疑わざるを得ず、市教委の公平性・中立性に疑問が残るところである。

(2) 当初学校が認めていたいじめの判断が「認められない」とされた理由

本件は平成 18 年 2 月 4 日に発覚したが、学校側は同年 2 月 10 日に本件に関する学年集会を開催しており、以降、被害児童保護者の面談においても、いじめであると明言していた。そして、同年 3 月 5 日には市教委に学校から「生徒指導に関する状況報告 2 月分」が提出され、市教委はそれを受け取った上で、学校が書き込んだ「いじめ」加害者の人数に対し、手書きの抹消線を用いて訂正を行ってさえている。

したがってこの段階において、学校側の本件いじめに関する調査は一通

り終了していたとみることができるのであり、その状況についてつぶさに報告を受けていた市教委側が正式にこれらの報告書を学校から受領し、自ら数字の訂正まで行っている状況からすれば、この時点で市教委も本件が「いじめ事案である」との認識を有していたとみるべきである。

しかしながら3月に入って以降、次第に複数の児童から、被害側の主張するいじめの事実になんともいえない旨の意見が出され、加えて加害とされる児童の保護者からの不満などが出されるようになっていった。さらに、3月15日に被害児童が学校を休んだ折、担任がクラスの児童たちに本件に関する作文を書かせたところ、「(被害児童が)一方的な被害者であるという言い分には納得ができない」「自分たちも被害を受けた」などの声が複数集まった。この内容は、担任から当時の指導主事に報告された。

そうした折、被害側が指定外通学、すなわち転校手続きのために弁護士を選任し、平成18年4月4日に保護者が弁護士を伴って学校に指定外通学の許可を求めに来る旨の連絡を、学校側が受けたことから、3月24日、当時の校長及び教頭が教育委員会の指導課に行き、「今後のことについて相談」した。その際学校は、教育委員会から「弁護士対応のQ&A」をまとめるよう指示された。その指示を受け、学校側が作成した文書には、「いじめ」があったことを認める旨の記載があったが、同文書を受け、3月31日に当時の担当指導主事が作成し直したQ&A文書では、「学校としては、文部科学省のいう『いじめ』についての定義が、今回の件について当てはまり、『いじめ』であるという判断や評価をすることは難しい。」との見解に書き換えられた。

つまり市教委は、保護者側が弁護士を付けて学校側との交渉を行うようになったことで、保護者側から本件に関する訴訟を起こされることを想定し、学校側が判断を仰いだこともあり、いじめに関する判断に積極的に介入することになったものと推測される。

そして、この教育委員会の指示を受け、4月4日に保護者が弁護士を伴って来校した際、校長は初めて保護者側に、「保護者の申し出と学校側では見解の相違がある」旨、市教委の示した見解に沿う形での意思表示を行った。そしてそれ以降は、「当時学校はいじめであるかどうか判断でき

なかった」との見解を維持していくことになる。

上記の経緯より、学校側は「生徒指導に関する状況報告」を提出して以降、加害側の声が強くなることで、次第に被害者側と加害者側の要求との間の板挟み状態となり、苦悩するに至ったものであるが、担任教諭から「加害側の児童も A₁さんから被害を申告している」と市教委に伝えられたことが決め手となり、さらに保護者側が弁護士を付けて学校側との交渉を行うようになったことを受け、市教委が、訴訟となる可能性も想定して、「いじめであるか判断できない」との「どっちつかず」の回答を学校に対して提示したものであって、学校側はその見解に従ったとみるのが自然である。

第3 不適切指導について（不当行為（1））

1 G3担任教諭のいじめ隠蔽行為

被害児童の保護者は、本件が発覚する以前である平成17年には、担任教諭の面前でいじめ行為が行われており、同担任はそれを現認しながらも通り一遍の注意にとどめるなどしたのみで、上記いじめの事実や疑いについて管理職に報告することもなく、かつ、被害者・加害者双方の保護者に連絡することもせず、自ら事実を確認し徹底的な指導を行なうこともなかった等と主張するため、この点について検討する。

担任教諭は、本件発覚以前より、被害児童の母から被害児童の様子について相談・心配（とりわけお金や自然学校におやつを持っていく約束を友達としていた等）が伝えられていたものの、しっかりと本児に寄り添い、話を聴くことができていない。また、本件発覚後に被害児童の保護者からかねていじめの事実を認識していたはずである旨指摘があった際も、真摯に2月4日以前の出来事についての記憶をたどり、些細なことであっても「いじめの兆候」として考えるなどを一切せず、ただ「一切記憶にない」「そういう訴えはなかった」などとするのみであった。

当時の当該小学校教諭らの聞き取り内容において、本件当時、同小

学校では児童たちが「きしよい」「ウザい」「死ね」などの言葉を日常的に使っていたことを、多くの教師らが証言している。複数の教師らは、このような児童の様子について「下町らしい、やんちゃな子たち」という言葉で表現し、例えば、「元気な子どもたちだったので、筆箱に落書きされた、なんていう小さなトラブルは日常茶飯事であった」などの言葉に現れているように、必ずしもネガティブには捉えていなかったようである。したがって、このような学校風土と、それによって被害を受ける児童の存在というものに対して、教師らは非常に鈍感な状態であったことは否めない。ただし付言すると、教師の中には、被害児童が給食の時間などに1人でいたことや、児童たちが被害児童をターゲットにしていたことに気付いていた者もいた。

総じて、担任教諭は本件当時、いじめに対する感度が相当に低かったものといえる。児童間の不適切な行為が行われていても、「見て見ぬふり」というよりは、「本当に見えていない」、あるいは「見ようとしなない」姿勢・態度であったと言われても仕方なく、当時においては校長をはじめとする他教職員との情報共有や協働意識も低く、教員として適切な対応が出来ていなかったものと思われる

被害側が主張する数々のいじめエピソードのうち、担任教諭は少なくとも「筆箱にマジックで落書きをされていて、『誰がこんな酷いことをするんや』と注意した」こと、「筆箱を投げ合いされたり、物差しが外へ飛び出したというようなことで、それを必死に彼が探しているのを発見」し、「いじめ」という言葉を使って児童たちに注意をしたことなどについては認めている。そのため、その時点で被害児童に対するいじめの兆候だととらえ、丁寧に被害児童から聞き取りを行い、その内容を保護者と共有した上で、管理職やその他の教員とも共有し、見守りを始めとする適切な対応をすることを約束すべきであった。それにもかかわらず、当時の担任教諭はこのようないじめ対応の基礎とも言うべき対応を一切行っていないのであって、もしそれらのことが実行されていれば、平成18年2月4日のいじめ発覚までの間に、被害児童におけるさらなるいじめ被害を防止することができていたはず

である。このような意味で、担任はいじめを疑わせる徴候を漫然と見過ごし、また注意した場合にもその場で通り一遍の指導で終わらせていたものであり、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

2 「教頭による不適切指導」について

被害児童の保護者によれば、同年 3 月 16 日、被害児童が加害児童に「何でも先生にばかり言う」と嫌味を言われたため、校長や担任が不在だったので教頭にそのことを告げに行ったところ、教頭は被害児童に対し、「いちいちそんなことを言いに来るから、言われて当然だ。言ったら余計にいじめられますよ。もし、いじめられても教頭先生は知りませんよ」と述べたとされる。そして、これに対して被害児童が「でも、先生に言わなければ、何も前には進まないでしょ。」と言い返すと、さらに教頭は「そうですね。そんなことばかり言うともっといじめられますよ。もし、いじめられても教頭先生は知りませんよ。」と、さらに突き放す発言をしたとする。

客観的な記録において、教頭がどのように被害児童に対応したのかは明らかではなかったが、この頃には教頭において、被害児童に対して「扱いの難しい児童」という少々ネガティブな印象を持っていた可能性が否定できない。そのため、被害児童が「何でも先生にばかり言う」と言われたことを伝えに来た際、「もっといじめられますよ」のような直接的な発言はしていないにせよ、被害児童において、教頭が親身に対応してくれようとしなないことを感じ取り、「落ち着きなさい」「少し待ちなさい」、あるいは「そういうことをいちいち言いに来ないほうがいい」などというニュアンスで言った言葉を、教頭先生は自分の訴えを真剣に聞いてくれない、ぞんざいに扱われたととらえてしまった可能性もある。そのため被害児童が、この時の教頭の対応について「先生は知りません」というネガティブな発言があったととらえて傷つき、教頭が「いじめられても先生は知らない」という発言をしたと保護者に伝えたとしても不思議はないものと思われる。

少なくとも、被害児童及びその保護者が「学校で重大ないじめを受け

た」という認識を有している以上、学校関係者には、さらなるいじめ状態の悪化につながり得る事態に毅然と介入して、関係児童に適切な指導を行ってくれることを期待することは当然なのであって、学校関係者における消極的な姿勢は「いじめられても構わない」と、いじめの事実を放置または隠蔽していることと同視されることは必定である。

本件では、教頭の発言がその意図とは離れて被害児童に理解され、その児童の認識がそのまま保護者に伝えられたためにトラブルとなったものと推測されるが、そもそもの原因は、教頭が被害児童の被害感情にしっかりと寄り添うことがなかったため、被害児童においてその対応にさらなる被害感情を抱くことになったものといえる。そうであれば、当時被害児童が教頭の対応に対して釈然としない態度を取っていたであろうことは想像に難くないため、その場できちんと被害児童に対してフォローをした上で、その日のうちに保護者に「何があったか」についてきちんと説明し、理解を得る必要があった。この点、不当行為とまで言い得るかはともかくとしても、適切な対応が取られていなかったものと評価することができる。

第4 風評被害黙殺について（不当行為(5)）

被害児童の父は、本件発覚後、加害者やその保護者らに虚偽の噂を広められるなどの風評被害を受けたため、校長に対して、速やかに風評の調査と、噂を広めている児童に指導し、止めさせること、さらに全校保護者に事実の説明を行ない、風評被害を回復するように要望したものの、校長らはその要望を拒否し、風評被害を黙殺したと主張する。

平成18年3月6日に被害側からの風評被害の訴えがあって以降、学校側が被害者の立場に立って、真摯に風評についての調査を行ったかといえ、それに関連した記録等が一切存在していないことからしても、極めて疑わしいと言わざるを得ない。また、同年3月7日の時点で名前の挙がった児童に対する聞き取りを行った際、同児童が否定した旨が保護者に伝えられているが、改めて4年生児童の聞き取りなどを行うこともなく、その

まま風評自体が存在しないかのような説明を被害側に行っていたことがうかがえるのであって、この対応も極めて杜撰であったと言わざるを得ない。

そして5月になって、同児童が風評を口にした事実を否定したことは嘘であったと認めたと旨、被害側保護者との6月1日面談で伝えられたが、そうであれば、その時点で学校側は、校長の3月の説明が間違っていたことを被害者側にしっかりと謝罪し、誠意をもって風評被害の回復に努めることは当然であり、そうしたことが一切なされていない点は非常に残念である。

また市教委も、関係児童らに対する聞き取りに関して、通り一遍の指導を行うだけでなく、学校に対して迅速かつ適切な指導・支援をし、被害拡大の防止、被害回復に努めるべきであったものと思われる。

被害児童保護者が不当行為として述べる学校側の風評被害黙殺については、一連の経緯から「黙殺」と評価し得る不当行為であったとまで認めることは困難ではあるものの、被害側からの風評の訴えがあって以降の学校側の対応においては、その調査や被害側への説明、風評被害の回復への努力、被害拡大の防止などの点から、不適切であったと評価する。

第5 学校・教育委員会によるいじめ隠蔽、事実に反する回答等について（不当行為(2)～(4)）

1 いじめ認定・説明の変遷について

本件記録によれば、平成18年3月5日に学校が市教委に「生徒指導に関する状況報告書」「補足説明」が出されているが、その時点において、学校側の本件いじめに関する調査は一通り終了していたとみることができる。そして、その状況についてつぶさに報告を受けていた市教委側は正式にこれらの報告書を学校から受領し、自ら数字の訂正まで行っているのであって、この状況からすれば、市教委もこの時点で本件が「いじめ事案である」との認識を有していたとみるべきである。

「補足説明I」には、A₁からいじめの訴えがあったこと、それに対す

る「事実確認をした上で当該児童の指導と家庭訪問を行った」旨が明記されているのであって、これは「単なるいじめの訴え」にとどまらず、訴えを踏まえての加害児童の指導と家庭訪問の段階に入っていることを示しているといえる。

なお、この点について市教委は、何度も「確定はしていないけれども、そういった疑いがあるというものについても書く、ということ、毎年度開始時に口頭で各生徒指導係に説明していた。」との強弁を繰り返している。しかし、一件記録を精査しても、毎年度開始時にそのような説明会が開催されたとの証拠は一切存在せず、当該小学校の生徒指導担当はそのような説明会に出席したとも、そのような説明を受けたとも申し述べていない。それどころか、「ある程度確からしい段階で報告を上げる」とはっきりと証言している。

つまり、市教委側の説明は「学校はいじめを確定していない」という事実に沿う形で作り出された虚偽のものであるとの被害児童保護者の指摘については、これを否定できるだけの証拠が存在していないということになる。

そして、「疑い例についても報告する」ということについては、当時の生徒指導担当が振り返るように、「ある程度確からしい段階で報告する」という運用が行われていたものと思われる。そして、この「確からしい」という程度が、被害児童側においては「すべていじめとして確定したもの」という認識であり、学校側においては「被害者の訴えのすべてではないが、いじめと言ってよい状態はあった」という認識であったものと推測され、以降のこの食い違いを埋めるために、殊更市教委が「疑い例でも報告させていた」との後付けの説明を行い、その実態について調査や確認を行うことなく、担当者が変わるたびに「疑い例でも報告すべしとの説明会を（当時）行っていた」という見解のみが引き継がれ続けてきたものとみることができよう。

したがって、この段階において、学校も市教委も本件に関して「いじめがあった」という共通認識を有していたものと言わざるを得ない。

それにも関わらず、平成 18 年 3 月 22 日における担当指導主事と担任

との面談時点から、学校及び市教委における本件いじめに関する判断が変遷することになった。そしてそれ以降は、「当時学校はいじめであるかどうか判断できなかった」との見解を維持していくことになる。

この経緯については、以下の通りである。平成18年3月に入ると、学校側は「いじめであるか」という判断について、次第に被害側と加害者側の要求との間の板挟み状態となり、苦悩するようになってきた。そうした頃、担任教諭が3月15日に「本件について思っていること」をクラスの子どもたちに書かせたことで、「自分たちだけが一方的な加害者ではない」との訴えを入手した。そして、その事実が同月22日に市教委に伝えられたことが決め手となり、市教委が「判断できない」との「どっちつかず」の回答を提示し、学校側はその見解に従ったとみることができるとする。

そして、かかる市教委の指導により、被害側と加害側の対立はさらに深化していった。

記録を精査するに、学校・市教委のいじめに対する認定（被害者への説明）の変遷は、当然被害側にとっては誠に不可解なものであり、かつ、不合理であるとしか言いようがないものである。また、一旦認定したいじめに対する判断が後退した時点で、被害側にきちんと説明を行い、事実確認のために再度被害児童からの聞き取りを行うことが必要である旨を丁寧に伝えたとすれば、被害側において追加の調査に対する協力を得ることができたものと考えられ、その調査内容に基づき、再度加害側にも事実確認を行えた可能性は少なくない。しかしながら、そのような説明も要請も一切ない状況下で学校側がこのように態度を急変させたことは、被害者側に深刻な二次被害を与えたものと言わざるを得ない。

加えて、上記判断の変遷には市教委事務局も大きく関わっており、学校と市教委が弁護士を交えた協議を行いながら、「いじめであると確定できなかった」との立場を固めていったことが分かる。

かかる変遷自体が、資料等の再検討を経て慎重になされたのであれば不当とは言い難いが、実際の変遷内容は、他の資料から確認できる事実からも乖離していることは明らかであり、十分に検討された結果とは解

し難い。

2 学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていたとする点について

被害児童の保護者は、学校は、被害児童両親には聞き取り・書き取り調査の結果として「やはりいじめ・恐喝だった」との説明を行ないながら、その一方で、加害者側には「いじめ・恐喝はなく、カネは任意で配られたものである」あるいは「いじめは確認していない」などと事実と反した説明を行っており、不当行為である旨主張する。

記録を精査するに、本件当時、学校側は担任教諭を含め、被害者側にいじめを認める発言をしていた。他方、加害者側には、提訴前の時期においては、被害者側の評価を貶めるような発言を一部行っていた可能性はあるものの、いじめの一切を否定する発言をしていたとまでは認定できない。

もっとも、提訴後において、担任教諭が、いじめを否定する発言をしていたことは認定できる。しかし、この時期（平成 21 年 10 月 22 日）同人は、学校側が被害者側に対しても、いじめについては確認できなかったとの態度を確立している時期であって、その態度の当否はともかくとして、学校が本件発覚当初より加害者被害者双方に異なる態度をとっていたと解することはできない。したがって、時系列に沿ってみれば、時系列の同一地点において、学校側が各当事者に異なる態度をとっていたようには解せられない。

なお一般的に、学校の調査能力には限界があること、加害者被害者双方に対し教育的配慮が必要であることは否定できず、事実調査中に、被害者にはいじめを認める態度をとりつつ、加害者にはいじめの存在を当然の前提とした結論を示さないことは、通常ありうることである。

そのため、当調査委員会の認定した事実の程度では、学校が被害者側と加害者側に、全く正反対の説明を行っていたとする不当行為の認定は困難と考える。ただし、学校側が不用意に、事実と反することも含め、被害児童保護者の発言として、被害児童側の評価を貶めるような事情を

加害児童側に説明したことがうかがえるのであって、そうであれば不適切の誹りを免れない。

ただしこれまでに述べてきた通り、むしろ非難されるべきは、学校が、被害者側に対してとっていた態度を何らの説明もなく突如変遷させたことに集約されるものであると、当調査委員会は考える。

3 転校妨害について

被害児童保護者は、以下の通り主張する。

被害児童保護者は平成18年2月下旬に転校の申し入れを行なったが、校長は「いじめは確認できない」とし、転校の内諾を拒否した。そのため、区役所の市民課で就学関係届(用紙)を受領することすらできず手続きは行なえなかった。やむを得ず、同年3月3日、教育委員会 指導課森主事に相談したが、「校長は優秀な人ですから」と言って取り合わなかった。このような校長の対応に対し、被害児童の保護者は、被害児童の区域外の小学校に通学する権利を2ヵ月近く侵害している。校長がこのような対応をしなければ、被害児童は実際より1ヵ月以上も早く転校が可能であり、被害者のいじめ発覚後の苦痛も軽減できたと主張する。(以上を「転校妨害行為1」という。)

また被害児童保護者は、以下の主張をする。

代理人弁護士を通じて、就学関係届(用紙)を入手し、「理由書」を作成した上で、同年4月4日に校長の承諾を求めたが、同月6日、校長は被害者保護者に対し、転校届けに添付した別紙「理由書」の書き直しを命じ、それに応じなければ記名・押印はしないと迫った。その後校長は、弁護士の説得により、就学関係届の副申書欄に「保護者の申し出事由欄の別紙については、学校として見解の相違があり、別紙の内容を認めることはできないが・・・」と記入して承認した。「理由書」の書き直しを命じる行為は、保護者の区域外通学を届出る権利を侵害している。(以上を「転校妨害行為2」という。)

本件に関連する資料をすべて精査するに、被害児童側の主観はともかくとして、学校、市教委側において、平成18年2月から3月にかけて、被害

児童の転校の内諾を拒否したり、相談を取り合わなかったり、という事実を認めるに足りる資料は存在しなかった。またこの時期、学校、市教委において、転校を、被害児童側から具体的な要望として申し出られたという認識を有していたと解することもできない。そのため、被害児童側が、転校について弁護士に委任したという一事をもって、学校、市教委が、転校妨害をしたと認めることは困難であり、転校妨害行為1は認められない。

他方で、平成18年4月6日に被害児童の保護者が代理人弁護士を伴い来校した上、校長に就学関係届への押印を求めた際、校長は別紙「理由書」を書き直すよう保護者に求め、押印に直ちに応じなかった。その後弁護士の説得により、ようやく就学関係届の副申書欄に「保護者の申し出事由欄の別紙については、学校として見解の相違があり、別紙の内容を認めることはできないが・・・」と記入して承認するに至った。

就学関係届は、被害児童側が作成する文書であり、校長はこれに副申するだけの体裁であるところ、被害児童側に理由の書き直しを命じることができるとする正当な理由など見当たらないし、書き直さなければ押印しないなどと述べる事が出来る正当な理由も見当たらない。

また、この時校長がいじめの事実を全て否定するかのような副申を行った点は、その経緯に照らし、明らかに不当なものであった。そのため、被害者側の主張する時期、行為の全てではないが、学校側において転校妨害をした事実は認められ、不当行為にあたる。

4 市教委の裁判所への回答

被害児童保護者は、平成17年度の本件発覚当時（平成18年2月）、学校側が被害者・加害者双方から十分な聞き取りを行った上で調査を行った結果として、校長が市教委に「生徒指導に関する状況報告」及び「補足説明I」によって本件いじめについての詳細な報告を行っており、市教委は当時、本件いじめ・恐喝の存在は十分認識していたが、市教委は裁判所に対して、虚偽文書を提出し、いじめを隠蔽しようとしたと主張する。

被害児童の保護者が虚偽文書として指摘しているのは、平成20年2月に神戸地裁に提出した「調査嘱託書に対する回答書」記載の、「3 調査続行

の困難」とする以下の文章である。

さらに調査を進めようとしたが、事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった。

また、2月中旬以降、被告の一人から「子どもから事情をきかないでほしい。」といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった。さらに、2月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった。

4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。

市教委の裁判所への回答のうち、「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」との点、「2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった」との点、「2月末に原告が被害届を出して垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」との点、「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」との点、いずれの内容についても、事実と反する記載があると認められる。

とりわけ、「事案発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず」の点については、学校側は何度も被害児童本人からいじめの内容について話を聞く機会を有していたことが明らかである。これらの機会をむざむざと逃し続けたとすれば、それは明らかに学校側の落ち度であり、それをさも被害児童の保護者側に責任転嫁しようとする姿勢は許されないものと言える。

さらに「2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは

事情を聞くことが困難となった」との点については、2月上旬までの間において、学校側は加害とされる児童はもとより、周辺の児童に対しても十分にいじめの内容について書き取り及び聞き取り調査を行っているとは評価できるものであり、学校側がいじめについての判断を後退させたのは、加害とされる児童の保護者からの不満が学校に寄せられるようになったこと、及びその訴えに基づき、担任教諭が殊更被害児童に対する児童らの悪感情を作文として書かせた上で、被害児童側に十分な確認を行うこともなく、被害児童側の加害者性を強調するに至ったためである。

そのため、市教委の回答はこれらの学校の判断の変遷とその理由について問題視することを怠り、当時学校側が被害側と加害側との間で板挟みになった結果、「判断できない」との見解で通すことの合意を市教委との間で行った結果を、そのまま「事実」として裁判所に報告したものであり、判断の変遷の理由と同様、不合理なものと言わざるを得ない。

また、それまでの学校の調査によって認められるいじめの認定に資する情報を裁判所に開示せず、いじめ認定に消極的に働く事情のみを回答しているものであり、非常に問題があったと言わざるを得ない。

当事者にとって極めて重要な意味を有する、裁判所からの調査囑託への回答において、上記の通り、事実と反する内容や悪意ある情報選択を行ったと言わざるを得ない対応は、不当行為と言える。

5 議会答弁等について（不当行為(6)、(7)）

被害児童の保護者は、本件につき、歴代教育長ら市教委幹部により議会等で「事実発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった」との虚偽答弁が繰り返されたと言及する（「虚偽答弁①」）。

さらに被害児童の保護者は、令和元年11月29日の文教子ども委員会において、長田教育長と藤原部長両名が、「教育委員会は積極的に調査を行ないたいので、被害者への面談を申し入れている。しかし、それを父親が拒否していて調査ができない。すでに4回も面談を申し入れているが、すべて

無視して回答が全くない。」という、被害者の親があたかも非常識であり、モンスターペアレンツであるかのような印象を与える虚偽答弁を行なった旨主張する（「虚偽答弁②」）。

(1) 「虚偽答弁①」について

教育長等の答弁が事実と反するかどうかについて、以下に要約する。

- (ア) 「事実発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった」については、学校側は何度も被害児童本人からいじめの内容について話を聞く機会を有していたことが明らかである。
- (イ) 「また、2月中旬以降、被告の一人から『子どもから事情をきかないでほしい。』といった趣旨の申し出があったことで、被告側の児童の一人からは事情を聞くことが困難となった。」については、学校・市教委は、後の「いじめの調査が不十分であった」との見解を導き出すために、最初に保護者から明確に「調査拒否」の意思表示のあった児童保護者のエピソードをあえて持ち出し、「その他の児童の保護者から、具体的に調査を拒否するという訴えがあったわけではない」ものの、この時点で担任が「子どもの様子を見て、これ以上は難しいと判断した」ことで「調査困難」という事実を正当化したものと思われ、後付けの言い訳に過ぎない。
- (ウ) 「垂水警察の取り調べが始まってからは、被告側の児童を含めた関係児童から事情を聞くことが困難となった」については、学校側が加害児童らの心情に配慮したという事情からすれば「虚偽」とまではいえないが、ここに敢えて列挙する必要のない事情であり、むしろ聴取困難となった責任を被害者側に転嫁する意図さえ読み取れる。
- (エ) 「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」については、学校は被害児童の在校中、何度も同児から話を聞く機会を有していたのであり、実際、何度も被害児童から直接、いじめに関する訴えを聞いている。

したがって、「4月には、原告本人が指定外通学を申請し転校することになり、原告からの事実の確認ができない状態が続いた。」との回答は、前項でみた警察の事情聴取に関すると同様に、完全に後付けの説明であると言わざるを得ない。

(オ) 以上、(ア)については、明らかに客観的事実に反する。

他方、(イ)(ウ)(エ)については、学校は、金銭授受の件や暴力行為等について、実際に調査をしていない(ただし、できなかったわけではない)ので、この点が虚偽とまでは断じえないが、記載された事情が、調査ができなかった理由ではないという意味で、事実には反すると言える。

次に、市教委が事実には反する答弁を故意におこなったかという点であるが、市教委の答弁起案担当者は、少なくとも被害児童から学校が1度以上直接話を聞く機会があったことを認識しつつも、今までの市教委における見解や答弁を踏襲し、「当該児童の保護者の御要望により、当該児童から詳細な事実関係の確認ができず、当該児童が話したとされる内容を保護者から間接に聞くにとどまった」との答弁を準備しており、故意に事実には反する答弁を作成したと評価できる。しかしながら、答弁起案担当者において、調査できなかった理由や調査続行ができない理由の変遷などの経緯を詳細に理解し、理由が後付けのものであるなどの理解があったとまでは認められない。すると、「2つ目に、関係児童の保護者1名から子供から事情を聞かないでほしいといった趣旨の申し出があったことで、関係児童1名からは事情を聞くことが困難になったこと,」「3つ目に、関係児童に対する警察の取り調べが始まってからは関係児童から事情を聞くことが困難になったこと,」「4つ目に、当該児童が指定外通学を申請し、転校することになり、事実確認ができない状態が続いたことから、十分な調査が行えず」の点については、事実には反することを認識していたとまで認めることはできないことから、故意に事実には反する答弁を作成したとまでは認められない。

しかしながら、行政の安定性を口実に、無批判的に過去の答弁内容を受け入れ、つじつまがあわないところを取り繕うような態度をとり続けた教育委員会の態度について、これを隠蔽体質と批判されることは、や

むを得ないものとする。

また、歴代教育長答弁内容起案担当者に関しては、どの人物がどの答弁を起案したのか、特定も困難であり、検討もできない。

当該答弁に対する教育長の関与の程度については、現役教育長として聞き取りができた長田教育長については、事務方より事前に説明は受けるが、所管課が過去の経緯をまとめた資料、要約した資料での説明であり、「当時の嘱託調査についてこういう答え方をしている」という程度のものであって、裁判所へ回答した書類は見て確認したが、それが具体的に、どういう事実関係の下にどうか、ということは確認していない。そのため、長田教育長が、被害者保護者の指摘する諸点について、自身で根拠資料（要約したものではない）を確認したうえで、答弁したとまでは認められない。したがって、教育長が、調査嘱託の内容が事実と反することを認識した上で、トップダウンの方法により、故意に事実と反する答弁がなされたことまでは認められない。

しかし、このことから、教育長がその発言について責任を問われたいとの結論は導き得ない。

繰り返し、被害者側から異論が述べられてきたにもかかわらず、教育長から担当所管課に詳細な調査を命じた形跡もなく、また、事実と反すること（被害児童からは間接的にしか話が聞けていないということはなく、少なくとも一度は話を聞いている）が容易に分かる内容についても、「読み上げ」資料を作成した所管課に疑問を呈した形跡もない。

その結果、漫然と、誤った答弁や「読み上げ」が、そのまま繰り返されたものであり、その都度、複次的に被害児童や保護者に苦痛を感じさせたものと言えるのであり、教育長の責任と言わざるを得ない。

（２）「虚偽答弁②」について

この答弁の対象となっている、「返事」とは、教育委員会が被害児童からの聞き取り等を要望する連絡に対する、被害児童保護者からの回答のことである。当時、教育委員会は、弁護士に相談した上で、被害児童からの聞き取りを実施するか、被害児童が作成した文書の提出を受けることで、い

はじめを認定する方向を模索していた。そこで、教育委員会から電話やメール（令和元年4月18日付）にて、被害児童に会いたい旨、難しければ書面を頂きたい旨、被害児童保護者に連絡をしていた。

これに対し、同日、被害児童保護者は、教育委員会に対し、被害児童に何を確認したいのか「具体的内容が皆無」、連絡もなく期限を渡過し「失礼である」などの回答メールを送り、また市長あてに「被害者本人への聞き取りは必要ないと考えますので、江尻課長名の依頼はお断りします。」との文書（同月19日付）を送付した。（回答1）

教育委員会は、令和元年8月9日付メール（教育長名文書添付）で、改めて被害児童本人との面談または書面の提出を要望した。

これに対し、被害児童保護者は、同月13日付メールで、被害児童との面談は了承するが、長田教育長が面談者となり、元教頭（教育委員）、元担任教諭、元校長（ただし元校長に連絡が付かない場合は不要）の立ち合いを条件とした。（回答2）

すると教育委員会は、同月21日付メール（教育長名文書添付）で、元担任教諭、元教頭（教育委員）については同席する理由がない（すでに調査済み、あるいは、事件当時学校に在籍しない）との見解と、改めて、面談または書面の提出を求める連絡をした。

これに対し、同年9月20日、被害児童保護者の意を汲んだS市議会議員から教育委員会に対し、小学生であった被害児童よりも、被害児童保護者のほうが詳しいので、保護者と面談してはどうかとの提案がなされた。（同議員からの聞き取り）（回答3）

すると、同月26日、教育委員会から被害児童保護者に対し、なぜか教育委員や元担任教諭の立ち合いなく、被害児童が教育長との面談に応じる旨S議員から聞いた旨、日程や場所の希望を聞きたい旨のメールが送られた。

かかる行き違いに対し、同月30日、被害児童保護者からS議員に報告がなされ、被害児童保護者自身が教育委員会に抗議すべきかとの相談がなされた。

結果、S議員から教育委員会に連絡がなされた（回答4）。回答内容や

時期は明らかではないが、同年 1 1 月 2 9 日の文教子ども委員会での S 議員の質問内容によれば、被害児童保護者が被害児童の手紙をもって教育長と面談する方法、あるいは、被害児童保護者同席のもと被害児童が教育長と面談する方法が提案された様子である。

これら提案に対し、同年 1 1 月 2 8 日か 2 9 日、教育委員会から拒否する回答があった様子である。

上記のとおり、回答 1、回答 2 がなされていることは明らかである。教育委員会も 2 回の回答があったことは認めている。

すると、令和元年 11 月 29 日の文教子ども委員会において、長田教育長と藤原部長両名が、「教育委員会は積極的に調査を行ないたいので、被害者への面談を申し入れている。しかし、それを父親が拒否していて調査ができない。すでに 4 回も面談を申し入れているが、すべて無視して回答が全くない。」と回答したことは、事実と反することは明らかである。

では、教育委員会が認めていない、残り 2 回（回答 3、4）についてはどうか。

この点、教育委員会は、市議会議員が議員活動として色々な方と話をされ、教育委員会にも伝えられるが、本人の意思の確認がとれないと、本当であるかどうか分からないので本人からの回答とは扱えないとの説明をしている。

まず、回答として扱うかどうかの問題以前に、そもそも教育委員会の見解がそのようなものであったならば、そのように（議員を通じて回答されたが、回答としては扱っていない旨）答弁されればよいものを、全く回答がないとするのはやはり事実と異なる答弁であると評価できる。

そして S 議員によれば、自身は被害児童保護者の代理人的な立場ではなく、教育委員会と被害児童保護者の間に入って、調整役のような役どころであり、両者の間に入って「何十回もやり取り」をしたとのことである。かかる働きをしていた S 議員を通じての連絡を「回答」と扱わないとの教育委員会の説明は、無理があると言える。一般的な、市側にとってさしたる情報も無いような状態で、議員が、市民の声を伝えるような議員活動と、本件の S 議員の活動とを同程度に扱う教育委員会の論調は、首肯できな

い。

そして、教育委員会は S 議員からの伝聞（回答 3）をもとに、被害児童保護者に連絡メールを送っていることも認められる。これは、回答 3 を、被害児童側からの返事として承認した上での行動にほかならない。

かかる回答 3 に対する教育委員会の承認があったことから、回答 4 も S 議員を通じてなされるに至っている。もし回答 3 の際、議員を通じての返事は回答と看做さないなどの対応が教育委員会からなされたとすれば、S 議員も被害児童保護者から、自身で抗議すべきかとの相談を受けた際、自身で行うよう指示したはずである。しかし、繰り返しになるが、回答 3 を教育委員会が承認したため、回答 4 も S 議員によりなされるに至ったものである。

かかる経緯からすれば、議員を通じての回答は、返事ではない、回答ではないという教育委員会の説明は、理不尽と言わざるを得ない。

以上より、残り 2 回についても回答はあったと評価されるべきであり、これと異なる答弁は、事実と反する答弁と評価できる。

ただし当委員会において、市教委が故意に事実と異なる答弁をしたとまで断じる証拠を見出すことはできなかった。

もっとも、公に発信される教育長の答弁(読み上げ)の内容については、事実関係を確認した上でなされるべきであり、いかなる理由があれど、当時の答弁担当者及び教育長が、かかる作業を怠り、誤った内容の発言を行ったことは、非難を免れない。

なお、当時市教委がこのような答弁を行うことになった理由として、この時期に市教委は、組織の改革を決意し、その一環として「被害児童及びその保護者の利益となるよう」「いじめを認める方向」に大きく舵を切っており、その条件として「被害を受けた本人の聴取または同人作成の文書の提出」を被害児童保護者に対して申し入れていたものの、同保護者からすんなりと協力が得られないことに対して、ある程度の不満感を有していたことが見て取れる。そのため、江尻氏においては、市教委からの真摯な申し出に対して「一方通行」「受け入れられない」という思いを強く持ち、それが「返事がない」という誤った事実置き換えられ

たものであろう。そして、書類をチェックする立場にある藤原部長においても、江尻氏と同様に、「前向きな返事を一切受取ることができていない」＝ゼロ回答との認識の下で、安易に「いずれも返事をいただいている」との表現を追認した可能性がある。そして長田教育長においても、答弁原稿の作成を担当する二人からのそのような説明を受けた上で、同旨の答弁原稿が用意されていたことから、そのまま「4回とも返事を頂けていない」との答弁を安易に行ったものと考えられる。そして、このような解釈を否定するだけの資料が他に存在しておらず、委員らの厳しい追及を受けてもなお、市教委は「確認不足」「失念」「抜け落ちていた」などの姿勢を崩さないことから考慮しても、これまでに述べてきた通り、殊更この「ご返事をいただいております。」という言葉をとらえ、「強い意志を持って虚偽答弁を行ない、陳情を『審査打ち切り』、あるいは『不採択』となるように組織的に計画し実行した」とまで評価することはなお困難であると、当委員会は判断する。それまで市教委では、すでに「何らかの補充・補足」をもっていじめを認定する方向で動いていたのであり、そのような事情に鑑みると、いじめの事実を「真剣に、積極的に」確認すべしとの要望に対しては、組織的に画策して虚偽答弁を行ってまでも、それを不採択に持ち込まなければならないほどの事情は存在していなかったものとみることができる。

ただし、上記陳情の採択に至るまで、市教委においては、「当初より学校がいじめを認めていた」ことを証するとされる各書面を当事者に示した上で、改めていじめ認定に関する見解を撤回せよとの被害児童保護者からの要求に対しては、頑なに応じない姿勢を示していたことは明らかである。そして、自ら、あるいは当時の学校関係者をもってして誤りを認めることは依然として拒否するものの、「第三者委員会によってそれを改めさせる」ことは受け容れようとする姿勢に転じていったことが見て取れる。

上記を踏まえると、当委員会においては、上記で認定したように「強い意志を持って虚偽答弁を行ない、陳情を『審査打ち切り』、あるいは『不採択』となるように組織的に計画し実行した」とまで評価することは困難であるものの、陳情 15 号が採択されてもなお、実質的には、市教委にお

いては一貫して本件につき「いじめの事実を『真剣に、積極的に』確認すること」に真摯に取り組む姿勢を有していなかったことは明らかである。そうであれば、陳情採択後の市教委の消極的な姿勢は、実質的には陳情に応じないという態度そのものであり、陳情の妨害行為と同視し得る態度であるとみることも可能であろう。

なお、教育委員会としては、残り2回は回答として認めないなどとするのではなく、潔く、誤りを認めて、訂正し、場合によっては謝罪等の名誉回復措置を講じるべきであった。

にもかかわらず、現在まで放置していることは、不当行為と評価できる。

6 情報の隠蔽について

(1) 時系列資料の隠蔽との指摘

被害児童の保護者は、当委員会の聞き取りにおいて、調査委員会に提供された資料一式を情報公開請求した際に、これまでは「ない」とされていた、学校作成の時系列、担任教諭作成の指導記録、そして市教委作成の時系列を、それぞれ初めて入手することができたことから、これらを情報の隠蔽であると主張している。

そこで、同氏の指摘する当該資料を市教委が「隠蔽」していたのかについて、関係記録に基づいて検討する。

なお、この点については、本調査報告以前に、市教委において令和4年6月以降に行われた「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案に係る学校作成資料等に関する内部調査」令和4年9月30日報告書において、「担任文書及び学校文書は、遅くとも平成22年9月22日までは事務局が入手していたものであるが、同年9月17日付の公文書公開請求に対して、担任文書や学校文書はメモや備忘録の域を出るものではなく公文書には当たらないという理解のもと、不開示という判断がなされたことが伺える。しかしながら、担任文書は担任教諭が作成して校長及び事務局に共有していたものであるから、職員が職務上作成して組織的に用いるものとして保有していた文書、つまり公文書と理解するのが相当である。上記の公文書該当性に関する判断は、公文書該当性を限定的に解釈するもの

であって、このような解釈に至った経緯等については定かではないが、結果として、公文書公開制度を軽視するものであったと言わざるを得ない旨述べられている。

以下、当委員会の見解を述べる。

被害児童の保護者が行った情報公開請求の内容及び市教委からの開示決定の状況を見ると、被害児童の父が「隠蔽にあたる」と指摘している部分は、2010年9月22日付「公文書公開請求に対する対応(教育企画課 案)」において、請求文書①「当該学校や教育委員会等が、調査などで作成した資料や記録している情報(教職員のメモやノートも含む)」に関して、「①当時の校長や担任教諭等が作成した時系列の対応記録は多数存在するが、これらの記録は、あくまでも教員が作成したメモ・忘備録の域を出るものではなく、学校や教育委員会が組織内で共有して組織的に用いるものではないので、『公文書』として扱わない。」とした決定である。

「公文書」とは、日本の公務所(役所)または公務員が、その名義(肩書)をもって職務権限に基づき作成する文書を指す。そして、当時の校長や担任教諭、教頭が当時作成した時系列等は、記録上、当時の森指導主事の指導に基づいて、当該小学校の幹部職員又は教諭という身分に基づき、その職務権限に基づいて作成したものであることが明らかである。

すなわち、元教頭作成による「学校作成時系列」は、本件が発覚した直後である平成18年2月6日から、同年同月13日、同年同月21日、同年同月22日、同年同月28日、同年3月3日、同年同月6日と、毎週のように日付と出来事が付け加えられたものが同教頭により市教委にFAXされていたのであり、「あくまでも教員が作成したメモ・忘備録の域を出るものではない」などという評価には当たらないものと言わざるを得ない。

また、教委作成の「時系列」についても、市教委が人権救済申立に対応するための勉強会の「資料」として用いているのであり、これは明らかに、被害児童保護者からの情報公開請求があった「教育委員会が、調査などで作成した資料や記録している情報」に該当するものであると言わざるを得ない。

したがって、市教委が2010年9月22日付「公文書公開請求に対する対

応（教育企画課 案）」において、「当時の校長や担任教諭等が作成した時系列の対応記録は多数存在するが、これらの記録は、あくまでも教員が作成したメモ・忘備録の域を出るものではなく、学校や教育委員会が組織内で共有して組織的に用いるものではないので、『公文書』として扱わない。」とした点、さらに上記 3 点の時系列等資料が「当該学校や教育委員会等が、調査などで作成した資料や記録している情報」に含まれることは明らかであるにもかかわらず、「不存在」として公開決定された全 20 点の目録の中から除外された点、加えて上記資料の公開について検討する際に「※G1 校長、G3 教諭、G4 教諭、G5 首席等、当時の関係者と打ち合わせを行って、当時、A₂ 本人に手渡した資料はないのか、すりあわせが必要！」などと記されている点などからすれば、市教委が上記 3 点の関係資料の存在を秘匿しようとしていたものと評価せざるを得ない。

（２）議会答弁等が事実と反するとの指摘

被害児童の保護者は、2012 年 2 月 27 日市議会文教経済委員会における指導部長の答弁、①「いじめかもしれないという報告がまずあったわけでございます。その後、どういう対応をとったかという資料が全然残ってないというところが私自身も腑に落ちないところがあるわけでございます。」、②「平成 18 年 4 月から私は 3 年間指導課長として勤務をさせていただきました。平成 18 年 2 月にこの件があって、その後 2 月の途中までの記録は残っておりますが、年度末までの記録がございませんでした。」、③「前回の 9 月の市会でご指摘を受けてから調査をいたしました。2 月の後半、3 月の後半にかけてのご指摘の資料はなかったというのは事実でございます。18 年度の 4 月からの 3 年間の間に私が取り組みましたのは、事実の確認、これを大前提に行いました。その間、学校長は現在の状況であるとかというのを何回かは指導主事に連絡しておりまして、その連絡も耳に残っておる、こういう記憶はございます。公の文書に残っているもの以外細かな記録は私の手元にはございません。」、④「条例等によりますと、自分の職務の便宜のために保有する覚書、資料等、これは組織的に用いるものではない、公文書ではないという規定はございます。当時、学年集会開いたり保

護者会開いたりする、その議事録を全部とるかということですが、それは各学校、各状況に任されておりますので、必ず何かを開くときには記録をとりなさいという指導もしてごさいませし、当時も保護者会開いた記録はないというふうに聞いておりますので、今ご質問のこれが公文書かどうかということについては、私的なものについては公文書ではないというふうに判断されるのではないかと今考えております。」⑤「私的なメモは私的なメモになろうかと思えますけど、…教育活動の中での記録は当然公文書でございませ。」が、いずれも事実と反する虚偽答弁であると主張する。

まず、上記答弁のうち、①については明らかに虚偽答弁であると言い得る。平成23年9月21日文教経済委員会において、指導部長は「いじめかもしれない」という報告があったのは、「2月4日に学校から連絡を受けております」と答弁しているが、学校作成時系列によれば、2月6日(月)に学校から担当指導主事に、「土曜日(4日)からの流れを電話及びファックスで報告する」とされていることから、「2月6日」を「2月4日」と言い間違えたものと思われる。そして、「その後、どういう対応をとったかという資料が全然残ってない」ということは、被害児童保護者が指摘するように、学校作成時系列や元担任教諭作成の指導記録等が存在していたことから考えると、明らかに虚偽である。

例えば、学校作成の時系列には、2月後半はもちろん、3月31日までの間に学校が行った本件への対応が詳細に記されているのであり、さらにこの時系列の2月4日から3月31日分までの詳細な報告が当該小学校から市教委にFAXされている記録が残っている。そのため、事件発生当時から年度末である3月31日までの詳細な学校からの報告を市教委が保有していたことは明らかである。したがって、②「2月の途中までの記録は残っておりますが、年度末までの記録がございませでした」についても、明らかに虚偽答弁であると言わざるを得まい。

そうであれば、③「前回の9月の市会でご指摘を受けてから調査をいたしました、2月の後半、3月の後半にかけてのご指摘の資料はなかったというのは事実でございませ。18年度の4月からの3年間の間に私が取り

組みましたのは、事実の確認、これを大前提に行いました。その間、学校長は現在の状況であるとかというのを何回かは指導主事に連絡しておりまして、その連絡も耳に残っており、こういう記憶はございます。公の文書に残っているもの以外細かな記録は私の手元にはございません。」との答弁についても、虚偽であるということになる。

さらに同指導部長は、2012年2月27日市議会文教経済委員会における④と⑤の発言において、「教員の私的なメモであれば公文書ではないが、教育活動の中での記録は当然公文書になる」との見解を示している。そうであれば、当時市教委が元教頭及び元担任教諭に「作成しておくこと」と指示した文書である「時系列」及び「指導記録」は、林指導部長の当時の見解においてもまぎれもなく「公文書」に該当するのであって、その存在を知りつつ、「そのような公文書はない」としたのは、明らかに虚偽答弁であるというしかない。

(3) 学校作成の時系列(1-50)、G3教諭作成の指導記録(1-51)、教育委員会作成の時系列(1-7)の隠蔽との主張に対する当委員会の判断

これまでのやり取りをみても、市教委は「すり合わせ」ということを重視しているようであり、当委員会に開示され、恐らくは報告書において引用されるであろう当該時系列資料について、殊更被害児童保護者から「隠蔽」と指摘されないために、この段階に至ってもなお「公文書性」を否定し続けることは賢明ではないと判断されたものと推測される。そして、そのことを考慮すれば尚更、市教委においては当該資料を被害児童保護者側に出したくないという意図が存在していたものと考えざるを得ない。

市教委側がなぜ当該時系列資料を示すことに消極的であったのかを想像すると、当初より学校側と市教委が密に連絡を取り合っていることが分かること、そのため市教委の本件事案に対する不作為が明確になること、加害側の言い分が多数記されていること、途中から被害児童保護者側の要求の理不尽さを強調するような記載内容になっていること、など

が考えられるが、個人情報や関係者の保護の観点から問題となる部分を黒塗り処理するなどすれば足りるものと考えられる。そのため、当該時系列資料を不当に公文書から外し、不開示とした点については、理由提示が不十分であると言わざるを得ず、隠蔽であると評価すべきものである。

(4) 作文、アンケート、調査結果が開示されていないことについて

1) 本件発覚当時の加害側への聴き取り内容の不存在

学校は、本件発覚以降、2月5日(日)には名前の挙がった児童5名から話を聞き、翌6日(月)の放課後には関係児童4名から、翌7日(火)にも関係児童6名から話を聞き、翌8日(水)にも保護者を含めた7名の児童から話を聞いており、翌9日(木)には加害児童4名宅を訪問し、翌10日(金)にも3名から話を聞いている。しかしながら、ここで各々の児童から聞き取った内容について記録した資料は存在していない。また、学校及び担任作成指導記録においても、聴き取られた内容につきまったくといってよいほど触れられていない。関係が指摘される児童が多数にわたる本件において、それぞれの児童の言い分に整合性があるか、矛盾はないかなどは事実認定において重要な事項である。また、後には被害・加害双方の主張が食い違っていることを根拠に事実認定ができなくなったと市教委が主張していることに鑑みると、当時の聴き取り内容は当然、重要事項であり、聞き取りを担当した教諭に当時の聴き取り内容を確認するなどすべきであるが、そのような記録も一切存在しないことは、極めて不合理である。

2) 平成18年2月10日作成作文の不存在

学校は、平成18年2月10日の学年集会終了直後、「学年集会を終えて感じたこと」の作文を学年全員に書かせたとされている。そして、その内容については、担任作成指導記録において、「内容を知らなかった子にはことのほか大きなショックを与えていた。ほぼ全員が、こない

じめに気付かなかった自分たちをせめ、謝りたいという意思を文に表していた」とされている。しかしながら、この作文については市教委提供の全記録からは一切抜け落ちている。

3) 学年集会から平成 18 年 2 月 14 日の聞き取りまで

学校作成時系列によれば、学年集会翌日である 11 日（土）には加害児童 1 名から話を聞き、12 日（日）には他の 1 名宅を訪問して事情説明を行い、13 日（月）、被害児童が体調不良で欠席している中、5 年 1 組では 2 時間目にいじめについての授業を行っている。その際担任は「この授業時に A さんに対するいじめのようなものがあつたと考えていたのは、2 名だけだつた」としており、恐らく児童らに何かを書かせたか、学年集会の話と絡めて意見を聞いたなどをしたものと思われるが、このことに関する資料も一切存在していない。

14 日（火）には関係児童 8 名から話を聞いているが、この際の聞き取り結果についても市教委提供の資料中に存在していない。学年集会を行つて、いじめの存在について全学年の児童及び保護者に知らせた後の聞き取り内容は重要であり、とりわけ、後に加害側が「学校はいじめはなかつたと言つている」「お互い様だ」などと言ひ出してから学校・市教委側によるいじめの判断が後退した事情に鑑みると、この時点での聞き取り内容について記録し、市教委に情報提供することは当然であろうところ、そのような形跡が一切認められないことは不可解である。後に被害児童保護者から「学校は被害者と加害者とで二枚舌を使つていた」と主張されることになつた点からも、学校側がこの時期に加害側にどのような伝え方をしていたのかは重要な情報であるが、この点についても一切記録が存在していない。

4) 平成 18 年 3 月 15 日の作文について

3 月 15 日、被害児童が欠席している中で、担任が「4 時間目、クラスの子どもたちに今、考えていることを作文に書かせた。」とした作文には、加害と名指しされた児童 7 名分の作文のみが抜粋されて残されており、内

容としては、自分たちも被害児童から嫌なことをされた、被害児童はいじめられたのではないと思う、などと記されている。

これらの作文はクラス全員に書かせたはずのものであるが、うち上記7名分のみの作文が市教委に残されている点は非常に不可解である。少なくともこの7名の「作文」を得たことが、当時から現在まで担任に根強く残る被害児童及びその保護者に対する悪感情を決定づけることになり、以降、学校側から教育委員会に対して行う情報提供と教育委員会の認識に少なからぬ影響を及ぼしたものとみられる。このような重要な資料について、担任が恣意的に上記7名分のみを抜き出して市教委に提供したのは、殊更クラスの作文の中でも被害児童に対する悪感情が綴られているものを選定し、あたかもクラス全員が本件「いじめ」について懐疑的な意見を有しているとの印象を与えるためであったとみることができ、非常に不自然である。

いずれにしても、2月10日作成分も含め、重要な証拠となるはずの児童の作文の大部分が現存していない以上、学校または市教委によって情報の隠蔽または過失による廃棄が行われたものと考えられる。過失による廃棄としても、これらの重要な証拠のみが欠落していることは考えにくく、その責任は重大であると考えられる。

(5) 監査室の調査について（不当行為(8)）

被害児童保護者は、本報告書の「素案」の段階において、令和4年6月から3カ月かけて行われた監理室の調査は結論ありきの形式的な調査であり、不当行為であることを、最終報告書に新たな項目として明記すべきであると主張するため、この点について判断する。

同調査で行われた聞き取りの内容を検討すると、聴取対象者同士で、明らかにその内容に齟齬が散見されているものの、それを再度確認するための再調査などが行われた形跡は認められない。要するに、関係者から話を「聞きっぱなし」なのであり、その内容を真摯に検討した上でなお、問題

点を明らかにするという姿勢に一切欠けているものといえる。

また、内部調査報告書は、市教委における担任文書（本報告書では「担任作成指導記録」）の入手時期について、「学校から事務局への平素の情報共有のあり方を前提とすると、一教員である担任教諭が直接これを事務局に共有するとは考え難く、実際に同教諭も事務局と直接連絡を取ったことはない旨述べている（G3H）」とし、G5校長が平成20年末に本件小学校から事務局教職員課に異動するに際して、指導課の指導主事に引き継ぐことを前提に、担任文書を含む本件の資料全てを段ボールに入れて校長室に準備し、その後具体的な時期や職員は特定できないものの、事務局がそれらの資料を受取った可能性が高い旨が記載されている。

しかしながら、元担任教諭が事務局と直接連絡を取ったことはない旨は、誤った証言である。そして、元担任教諭が市教委や学校管理職の指示もなく、このような詳細な資料を、しかも過去に遡ってかなり詳細に作成することは考え難い。当該内部調査においては、その部分を深掘りしようとした形跡はなく、漫然と同教諭の言い分だけを記すにとどめたことは、当該調査において事実を明らかにしようという姿勢に欠けている指摘されても仕方がないものと思われる。

また、当時この文書作成に関わっていたと考えられる職員らの認識は、聞き取り内容からしても不明瞭であり、さらに責任の所在を曖昧にするような回答に終始しているように思われる。この点は内部調査の限界であると思われるが、これだけ大規模な調査に乗り出したのであれば、後に隠蔽であると指摘されることになり得る重要な判断がどのように出されたのかについて、もっと踏み込んだ調査を行うべきであったと言わざるを得ない。

同内部調査報告書における、「(当該資料に関する市教委の)公文書該当性に関する判断は、公文書該当性を限定的に解釈するものであって、…公文書公開制度を軽視するものであったと言わざるを得ない」との評価については、「公文書該当性の限定解釈」「公文書制度の軽視」などの表現にとどめているものであるが、そのような表現が示唆する市教委担当者における解釈の誤り（過失的なもの）によるものであったとは評価できず、当委

員会において「継続的な隠ぺい行為であると評価されても仕方がないものである」と指摘してきたところである。

そして、同調査において、「誰が」、「どのような根拠に基づいて」このような判断をし、結果としてそれらの時系列資料を隠蔽することになったのかについて踏み込もうとしていないことからすれば、当該内部調査自体は、形式的に行われたに過ぎないものと言わざるを得ないものと評価することができる。

そして市教委としては、令和4年6月20日開催の教育子ども委員会において委員からの指摘を受け、当該調査に着手したものであるが、その調査はあくまでも議会での批判をかわすために形式的に行われたものであると評価できるものであり、当該内部調査を「不当行為である」と指摘する児童保護者の主張には理由があると判断できる。

また、令和4年6月より管理室によって着手された「学校資料等に関する内部調査」は、それを実施したこと自体を不当行為であると評価することはできないものの、同調査の実施に関しての当委員会に対する報告が適切になされていなかったこと、2010年9月22日付の「公文書公開請求に対する対応（教育企画課 案）」において当該時系列資料の隠蔽を図ったとみるべきところ、同報告書では「本件が学校で認知されてからすでに18年が経過しており、関係者の記憶も必ずしも鮮明であったとは言い難かった」ことを理由に正確な事実の認定に至ることができなかつたとし、「公文書該当性の限定解釈」「公文書制度の軽視」などの表現に矮小化する表現にとどめたことは、それぞれ不当であると評価できる。

第8 再発防止のための提言

1 学校について

(1) 問題点

これまで指摘してきた問題点に加え、当委員会は特に、学校側の本件に関する対応について、以下の問題点があったことを指摘する。

① 場当たりの保護者対応と指導の不徹底

本件当時の学校は、保護者からの求めに対し、学校としての明確な方針もないままに、ただ迎合したり、誤魔化したり、場当たりので不十分な対応をしたりして、一貫性のない姿勢を取り続けていた。最初は「被害者に寄り添う形での対応」を心がけていたようであるが、被害側の要求が強くなるにしたがって逃げ腰の姿勢となり、被害児童保護者の前では全面的にその主張を受け入れるような態度を示しながら、他方で市教委と一緒に「いじめがあったかの判断ができなかった」という態度に転じ、それを知らせないという態度は、被害側にとっては裏切りでしかなかったものである。

例えば、平成 18 年 2 月 10 日の時点で開催された学年集会の企画・運営も、きわめて杜撰なものであり、本来学年集会は学校の責任・管理の下で行われるべきものであるものの、「被害児童の母親が突如、勝手に被害児童の手紙を読み上げた」や、「被害児童保護者から実名を出して厳しい指導の要求があり、それを受け容れた」など、被害児童保護者側に責任転嫁をするかのような記述が随所で行われている。

このような学校側の認識であったがために、後に加害側保護者から、「学校が A の一方的な要求を受け容れ、学年集会の場で関係児童を犯人扱いする発言を許し、子どもがさらし者にされたことは、どうしても納得いかない」などのクレームが出るに至ったものである。さらに学校側は、この際加害側保護者の 1 人が「心の納めどころにしたい」として、担任名での詫び状を要求し、教頭はこの保護者の「要求どおりにしたい」との意向を示し、校長・担任連名の詫び状を渡している。

このように、学校側は当事者の求めに対して、その時点での対応が後にどのような形でトラブルに発展するかなどを深く考えることなく、とにかく「その場しのぎ」で応じることを繰り返しているのであり、これが後の被害者と加害者の対立を深刻化した要因であると指摘することができる。

しかしながら、当委員会がこれまで繰り返し述べてきたように、学校による本件いじめの調査は平成 18 年 2 月 16 日の加害児童 10 名からの聞き取り調査によって、一応は完了していたものである。

なお、担任作成の指導記録によれば、被害児童側からは同年2月8日(21時25分～23時30分までの間)に至っていじめられていたことが強調されるようになったとされているのであり、それが事実であれば、本格的にいじめに関する調査を行う期間は学年集会までにわずか1日しかなかったことになる。そして2月9日はG3とG4がA₁に対して問い詰める形になったことで被害児童保護者から苦情が入り、その後21時35分から23時15分までの間にO₃、O₅、O₈、O₉の4家庭を訪問したにとどまったのであるから、2月10日の時点では、まだいじめ内容についての十分な確認が行えていない段階であったと考えざるを得ない。

通常、児童または保護者からいじめの訴えがあった場合、いじめ対応チームが招集され、調査方針や役割分担が決定された上で、当事者双方、さらには周りの子どもからの聞き取りなどの調査が行われることになる。この調査は速やかに行われる必要があり、個々の児童からそれぞれ聞き取りを行い、事件の全体像を把握することが求められる。平成18年当時、いじめ対応チームという概念は一般的でなかったにせよ、関係児童が十名以上と大人数に及んでいるだけでなく、数十万円という大金のやり取りが行われていた本件において、担任と生徒指導担当の2名が個別の家庭を訪問しながら聞き取りに当たっていたことには明らかに限界があり、しかも当時、最も基本である被害児童からの聞き取りさえ十分に行えておらず、被害の輪郭すら把握できていないような状況だった。かかる時点で、対応の方針すら立てないままに、とにかく加害児童から個別に事情を聞き回る状況においては、大なり小なり双方の意見が食い違うようになり、やがて行き詰ってしまうことは目に見えていたものといえよう。とりわけ被害児童は1名であるのに対して加害児童は多数なのであり、一部の加害者が自己保身のためにいじめ行為を否定したような場合、その証言に「乗っかって」、他の児童も被害児童に責任を転嫁する証言を行うようになっても不思議ではないのであって、少なくとも最初の段階において複数の教師に協力を要請し、一斉に加害とされる児童の聞き取りを行い、相互の証言の食い違いについて丁寧に確認を行っていくという作業は必須のものであった。

そうしたこともしないまま、共通の認識も得られていないような状況下

で、学校が「保護者参加の上での学年集会を開催する」という決断をするとは到底考え難く、もしそれが本当なのであれば、明らかに被害側・加害側に対しても重大な悪影響が及ぶことは明らかであった。この点については、後(⑥)でも述べたい。

② 管理職（校長・教頭）と生徒指導担当教諭のリーダーシップ不足

上記のように、学校側がいたずらに場当たりの対応を続けていたことの要因として、校長・教頭と生活指導担当教諭のリーダーシップの不足が挙げられる。そもそも、クラスのほとんどの男子が加害者となっているほどの大規模ないじめ事案を、校長・教頭・担任・生徒指導担当教諭の4人だけで対応・指導・解決しようとしたことに大きな無理があったと言わざるを得ない。

校内において、校長は最高責任者なのであり、学校全体の仕事を把握して、それらを教職員に振り分けて実行させる立場である。そして校長としては、各教員がそれぞれの役割において法令等に違反していないかなどの指示や監督をする立場でもあることから、自らが児童の聞き取りなどの調査を行う役割を担うのではなく、複数の教員に手分けさせ、一貫した方針の下で、それらを指示・監督する役割を果たすべきであった。

教頭は、校長の補佐を行い、校務を整理し、必要に応じて児童の教育をつかさどる立場にあり、校長に事故がある時はその職務を代理する立場にある（学校教育法28条）。このような意味では、校長に比して児童に直接接触する機会が少なくない立場であるが、校長の補佐という職務に鑑みれば、本件の調査等に関しては、現場の教諭を指導・指揮し、適切な人員配置や役割分担を行わせるべきであった。

小学校において生徒指導担当教諭は児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善および充実のために必要な指導及び助言を行う立場にあり、「生徒指導のコーディネーター」の役割を果たす。しかしながら本件当時生徒指導担当教諭は、担任教諭と調査のあり方や指導介入の方法などについて十分に話し合ったり、助言を行うなどをした様子が見えない。

むしろ上記3名は、いわば「担任教諭と同じ立場で」、児童の聞き取り調査等を行っており、担任以外の他の教諭と連携するなどをした形跡もなく、本件に関して十分な議論を行い、方針を立て、役割分担を行うなどをした様子もうかがえない。そのため本件においては、どちらかといえばいじめを認める立場の校長、生徒指導担当教諭と、いじめを認めない立場の教頭、担任に分かれていたものであり、このような状況では適切な調査に基づく毅然とした指導を行い、いじめを解決するということは、そもそも困難なことであったと言わざるを得ない。

③ 報告・連絡・相談を含めた情報共有の不徹底

本件当時、学校側はしばしば、それまでの方針や見解を変えた際にも一切被害側保護者はもちろん、加害側保護者にもそれらの内容を説明したり、意見を聞く機会を設けておらず、ただ市教委とのみ情報共有を行っていたことがうかがえる。そのため、被害側・加害側双方の保護者から、学校側がどのような立場にいるのかを問い質される場面が幾度かあり、それにも十分に答えきれずに不信感を与えることを繰り返してきた。

加えて、本件に関して校内の他の教職員に対しても報告・連絡・相談を含めた情報共有を一切行っておらず、他の教職員は当委員会の聞き取りにおいて、「聞きにくい雰囲気」「触れられない感じだった」などと証言しているところである。

しかし当時、いじめという非常に重要な訴えが出されており、マンパワーにおいてもギリギリの状態での調査・保護者対応などを行っていた状況からすれば、当然、学校全体で問題意識を共有し、活発な意見交換や役割分担を行いながら、事案の解決に学校を挙げて取り組むという姿勢を取ることが必要であったといえる。

当時は「いじめ対応チーム」や「チーム学校」という考えは学校現場には浸透していなかったものであるが、学校の役割から考えても、「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行うことが求められていたはずである。実際に、特定の教員が本件いじめ問題を抱え込んでしまったために、当初はそれでもい

じめ認定のために必要な調査を完了していたものと評価できるものの、その後の対応において八方塞がりの状態となり、一旦は認定したいじめについても徐々にその判断を後退させていくことになったのであって、いじめの解決からはどんどん遠のいてしまったものといえる。

④平素からの（児童達への）人権的な指導の不徹底

本件当時の教職員の聞き取りでは、当時の本件小学校においては、「きしよい」「死ね」などの言葉が平気で飛び交う環境であったにもかかわらず、「下町の雰囲気、元気のある学校」「やんちゃな子たち」で済ませていた教員が多かった。これは明らかに、いじめが生まれやすい、いじめを見逃しやすい雰囲気・環境であったと言わざるを得ない。

⑤本件に関する資料の管理の杜撰さ

いじめの認定において、児童らが自発的に書いたアンケートや作文などは非常に重要な資料であり、適切に管理を行い、問題が解決したことにすべての当事者が納得・同意するまでは破棄をすべきではない。

昨今、いじめ自殺問題において、学校側によるいじめに関するアンケート結果を破棄する事態が相次ぎ、メディアなどでも大きく取り上げられ、問題視されているところである。このようなことをすれば、「証拠隠滅」「いじめの隠蔽」と受け止められても仕方がないのであり、強く非難されるべきものである。

これまで全国で問題となったいじめ自殺におけるアンケート破棄は、「保管義務規則を知らなかった」、「情報をまとめ終わって不要になったと考えた」、「保管場所が確保できなかった」などと言い訳がされているが、本件に関する記録を精査すると、当該学校ではいずれにも該当しないものとする。

とりわけ本件は、被害児童の保護者から人権救済申立や民事訴訟、議会陳情などが繰り返されている、言わば「常に現在進行形」の状態だったのであり、このような状況下で重要な証拠であるアンケートや作文のみが存在しないことは、誠に不自然なことである。

⑥初期の聞き取りにおける問題点

本件においては、初期の聞き取りにおいてしっかりと事実確認を行うことが可能であったのであり、実際にいじめの事実を認定するために十分な事実関係は聴取できていたものであるが、後に学校が「十分な調査を行うことができなかった」「被害者と加害者双方の言い分をすり合わせる事ができなかった」などと言を翻したことを、これまで述べてきた。

実際、学校側は初動の段階からかなりの人数に上る加害児童及びその保護者に対して聞き取りを実施しており、さらにその後のアンケート調査やそれに基づく聞き取り調査などを行ったことが認められるが、初動の段階で実施された聞き取りの内容やその際の質問事項などの記録は一切残されていない。そのことが、後に「十分に調査を行った」「行うことができなかった」との、被害側保護者との無益な論争の一因となったことは否めない。

学校側は平成 18 年 2 月 4 日に被害児童保護者からクラスメイトとの金銭のやり取りに関しての情報を得た翌日には、名指しされた児童らに対する聞き取り調査に着手している。そしてその翌日 6 日及び 7 日にも金銭を受け取った児童らの話を聞きながら、金銭の流れや使った内容などについて事実確認を行うことに努めている。

そして学校作成時系列資料によると、2 月 8 日の時点で、加害児童の聞き取りに関してはひと段落したことをうかがわせる記載が並んでいる。前日には被害側がはっきりと「いじめられて、おどしとられた」と申告しているのであり、学校としては、当然、その申告を踏まえた上での聞き取り及び報告がなされていなければならないことは言うまでもない。しかし、加害側に実際に行われた「今までわかったことの説明」が、どのような内容であったかについての記載が、記録上一切認められない。しかしながら、被害児童の保護者側はこの時点で、「学校はいじめの事実を認めている」と理解していたものであり、当然「いままでわかったことの説明」は、その後訪問した被害児童宅において、加害側に行ったと同じ内容で被害側にも行われていると考えるべきである。

そして同日の時点で、2月10日に学年集会を開催することについて学校が提案し、被害・加害双方の保護者からも合意を得ているのであり、この時点で被害側の認識と加害側の認識には齟齬がない状態にしておくことは当然のことであろう。

すなわち、いじめ指導において「学年集会」を開催する段階というためには、少なくとも被害児童の安全・安心を確保した上で、加害児童に対して「相手の苦しみや痛みについて思いを寄せる指導を十分に行いつつ「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせた上で、集会を区切りとして前を向いて学校生活を送ることができる環境を用意しておく必要がある。そこでは、いじめが大人の見えないところで続けられるものであることを考慮した上で、「学年集会を行うことで得られる教育効果」「それによって被害児童及び加害児童が受けるかもしれないデメリット」などを総合的に判断するための十分な材料集めが不可欠なのであり、学年集会を行うことでよりいじめが深刻化しないということを、被害児童・保護者に対して保証する必要がある。したがって、学年集会を開催することを決定したのであれば、少なくとも被害児童の保護者、加害児童の保護者とで、その内容について共通理解をし、双方が納得しておくべきことは当然のことである。

しかし、その後に繰り返されることになった学校及び市教委の主張によれば、集会前々日や前日の時点においても、加害者側は未だ「いじめ」という認識を持つに至っていないのであり、そのような認識の相違がある時点で「いじめに関する学年集会」を行ったならば、当事者間の関係悪化につながることは必定であったとさえ言い得る。

このように、当時の学校側の動きと、それに対する学校や市教委による（後付けの）説明は非常にちぐはぐなものであり、被害側において到底納得・理解できず、後の紛争や繰り返される議会陳情などに至る要因となったものと言わざるを得ない。

（2） 学校への提言

これまで述べてきた本事案の事実関係及びそれぞれの問題点、いじめ対応に

おける対応上の課題を踏まえ、当調査委員会は以下の通り再発防止策の提言を行う。

1) 「いじめ」についての正しい認識を持つこと

本件「いじめ」に対する学校側の認識に関しては、主に①本件発覚にかかる平成18年2月6日以前の担任における認識と、②本件発覚後における学校の調査で明らかになった事実の評価、の二つの局面が存在するといえる。

① 担任における認知と対応

本件担任による「いじめ」の認識については、本報告書において詳細に述べてきたところであるが、他の教員においてA₁が一人ぼっちでいることなどに気付いていたのに、担任は被害児童側の訴えをすべて否定し、「いじめはなかった」との見解を崩していないことがうかがえる。

なお、これまでに認定したように、本事案におけるいじめは、被害児童に対し、加害側が寄ってたかって、遊びの際に集中的に嫌がらせをする、ノートや筆箱などの学用品に落書きをしたり隠す、投げ合う、自宅の鍵を隠す、「きしょい」「うざい」「死ね」「消えろ」などの罵声を浴びせる、K-1 ごっことして殴る蹴るなどの暴行をする、ひっかく、廊下で引きずる、ボールを顔面に強くぶつける、足をひっかける、万引きを強要される、数十万円という高額な金銭をせびり取るなど、典型的なものであり、かつ、相当程度深刻な態様のものであった。

これらのいじめの全貌は、およそ学校側が平成18年2月15日に実施した「いじめについての調査I」の記載内容及び、それに基づく対象児童の聞き取り調査によって明らかになったものであった。これらのいじめの多くは学校やクラスの外で行われたものであるが、学用品に対する落書きや隠す行為、投げ合う行為はクラスの中で行われており、担任教諭は落書きを現認していた。さらに被害児童が隣のクラスの友だちに筆箱を預けていた際に理由を問い質し、筆箱の投げ合いが行われていたことを確認している。落書きを現認した際のことについて、担任は本件発覚後に被害児童の保護者から問い質され、「誰がこんな酷いことをするんや」などと言ったと答えたものの、

指導は行っていないとし、当委員会の聞き取りにおいては「自分で書いたと言ったので、特に親にも報告もしていない」などと答えている。筆箱の投げ合いについては、同じく保護者の面前では「数名を立たせて怒った」「いじめているゲームをするな。君らがしているのは、いじめというのだ」と言った旨説明しているが、指導記録には「しかし、A₁さんに対しての『いじめ』を認識したのではなく、そういった遊びをすることは、いじめに繋がることもあるので、早めに児童にそういった遊びをやめさせるべきだと考えて行ったことである」旨記載している。

当時の文部科学省によるいじめの定義では、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。」とされていることからすれば、きちんと被害児童に対し聞き取りを行う、または保護者にその事実を伝えて家庭内で事情を聞き取ってもらうなどの対応を行うべきことは当然のことであった。そして、そうした基本的な対応が行われていたなら、ここまで長い間被害児童が苦しめられることはなかったものと言い得る。

しかしながら担任教諭においては、その後の被害児童保護者からの「その後も発覚まで『いじめ』を意識した対応は全く行われず黙殺した」との訴えに対して、「『いじめ』の事実は認識していなかったので、そのような対応をしていないのは、当たり前のことである。」(1-51)という認識に過ぎなかった。さらに担任は、その後も被害児童が加害児童らに「遊ぼう」と寄っていくことをとらえ、いじめられていた子がそのような行動を取るはずがないという先入観の下、本件のいじめの可能性を否定している。

通常、いじめ事案では、仲間外れにされたり嫌がらせを受けた場合でも、被害者は何とかその仲間集団にとどまろうと努力することが知られている。したがって、こうした関係性を「表面的に」見る限りにおいては、教師はいじめに気付くことなく、「仲良しグループ」にしか見えないということもあろう。しかし、いったんいじめの被害が申告された以上は、こうした先入観を塗り替え、被害者の立場に立った調査・介入が毅然として行われる必要が

ある。

このように担任は、いくつかの「いじめのサイン」を認識すべき立場にありながら、いずれの場面においても「被害児童へのいじめの事実」であるとは見なしていなかったというのであり、それにもかかわらず、被害児童保護者から問い詰められた際には「いじめを認識した」と答え、その後は被害児童の言動や加害児童の聞き取りなどを総合的に勘案し、再度それを否定しているのである。

しかしながら、当時の担任が取るべき対応としては、加害児童に対しては、前述した「先入観を塗り替えた徹底的な調査」を行い、加害児童の言い分（「遊び半分だった」「相手からも同じことをされたことがある」）を聞きつつも、遊びのつもりであっても相手は傷ついていること、相手から同じことをされたことがあるからといって、集団で同じことをやり返すということはまったく違うということを根気強く説きながら、加害児童への適切な指導と関係児童間関係修復へと導く必要がある。

そしてそのためには、教師は、「いじめ」を疑わせるような状況を見逃すことなく、即座に被害児童の立場に立ち、児童らに適切に指導することで、児童が他の児童の言動によって苦痛を生じる状況を少しでも減らしていくことが求められているのである。そのためには、まずは「いじめ」についての正しい認識が求められる。

② 「いじめ」発覚後における学校の調査で明らかになった事実の評価

本件では、その調査方法において適切さに欠ける部分があったことは否めないものの、比較的初期の段階から「いじめ」に関する事実確認を迅速に行い、その結果をすぐに保護者に伝えている点では、評価できる。しかしながら、一旦被害側に認め、教育委員会にも報告したいじめの事実について、学校独自の判断、または市教委の担当指導主事との合意によって修正を行い、あたかも最初からいじめがなかったかのような態度を被害側に対して取るようになったことで、被害側の傷はさらに深くなってしまったといえる。

また、上記の事実認定に基づき、加害側に対する適切な指導を直ちに行

い、保護者からの納得も得ていたならば、後の加害側からの激しいクレームや要求に発展することはなかったものといえる。このような事態を引き起こしたのは、被害・加害側双方に対する学校側による説明の不足によるところが大きい。

さらに、当初いじめを素直に認めていた児童らが、後に保護者と一緒になりいじめを否定するようになった要因も、学校側が調査を完了した時点で速やかに個別の保護者に報告を行い、学校での指導に了解を得て、さらに家庭での指導も合わせてお願いするという基本的な対応を怠ったためであると言わざるを得ない。

「いじめ」の事実が浮上した際に、最優先されるべきは被害を訴えている児童であることはいうまでもない。しかし、「いじめた」と称される側の児童も、他者を傷付けるという問題行動が明らかとなった際には、適切な指導、支援を必要としているとの視点を忘れるべきではない。

そのような対応を行うためには、学校側は「いじめ」の訴えがあがった時点で、被害・加害それぞれの児童がどのような困難を抱え、どのような援助を必要としているのかについて、保護者と連携を取った上で、適切に理解・査定し、教育活動において直ちに実践してゆく必要がある。

本件は、いじめが発覚してから実に15年近くが経過してようやく調査が始まるという異常な経過をとっている。この時点で開始された当委員会による調査は、当時の関係児童や保護者、学校関係者においてはすでに終わったことと見なされていたであろう事実を掘り返す作業にほかならず、当報告書の指摘する事実のいくつかは、それらの関係者にとって新たな苦痛となるものであろう。

したがって本来、いじめの調査は、いじめの訴えが出された直後において、関係児童が在籍する間に遺漏なき形で行われ、被害側・加害側からの理解と納得を得た上で、適切な指導が行われ、当事者間において「いじめが解消した」と合意できる状態にもっていかなければならない。むしろ、そうでない場合、被害側児童も、加害側児童においても、いじめという許されざる行為を過去のものとし、再び前を向いて歩き出すことができないままになってしまう。

2) いじめの早期発見・早期解決に向けた取組の徹底

- ① 学校においては、いじめ防止対策推進法第2条のいじめ定義の確認を学校全体で行うことはもちろん、生徒指導提要（改訂版）に示されているように、全ての児童を対象に『発達支持的生徒指導』、例えば人権教育や市民性教育を通じて「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人、許さない人、見逃さない人」に育つような働きかけや、日頃から児童に対しても「人の嫌がることは絶対にやってはいけない」「人が傷つく言葉を口にしてはいけない」という教育方針を徹底すべきである。もちろん、学校生活において、児童同士がふざけ合ったり、軽い遊びのつもりでからかったりすることは十分想定できるところであるが、それがいじめに発展することはないか、児童間の相互作用はどのようなものか、関係性は良好なものであるか、立場の上下関係はないかなど、常に把握しながら適切な声掛けを行う必要がある。加えて、『課題未然防止教育』として、道徳科や学級活動等においていじめ防止対策推進法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組の推進を図るべきである。

また、正しい児童理解のためには、常日頃から保護者を含めて良好な関係性を築いておくことが重要であり、担任を中心に、少しでも気になること、理解が難しいと思われることなどは、すぐに保護者に報告し、話し合えるようにしておくことが重要である。

- ② 学校におけるいじめ防止等にかかわる基本方針について、PTA 総会や学校運営協議会等の機会を利用し、保護者・地域と共に、共通理解を図ることが大切である。また、生徒指導提要（改訂版）は、多忙な教員たちが使いやすいようデジタル化され WEB 上に公開される。関連法令などのページに飛べる仕組みを加え、閲覧性も高められていることから、これを有効活用し、“いじめ”について教職員、児童生徒、保護者、地域との共有の機会を設けることはもちろん、教職員がリーガル・ナレッジ（法知識）を蓄

積することが望まれる。

- ③ 生徒指導提要（改訂版）に示されている『課題早期発見対応』として、計画的かつ定期的なアンケート調査の実施や作文指導、教育相談、個別面談等により、一人一人の子どもの個性を理解し、それぞれの声を確実に把握するよう努めること。アンケートや個別面談、連絡帳や電話での訴え、児童や他の教職員からの情報、毎月のいじめ対策会議等で、児童生徒に関する関連記録を集約すること。また、いじめを含め児童に関する心配な状況を認知した場合には、管理職も含め学校全体で対応すること。そのためには、職員会議や1人1台PCの活用を充実させ、活発に意見交換を行うことのできる環境作りが重要である。管理職は、対応や管理職への初期対応報告が遅れることがないように全教職員に指導し、危機管理意識を常に維持するよう指導・助言を行うようにすべきである。全教職員間において、いじめの抱え込みは法的にも許されないという意識を徹底させることで、「いじめの認知に積極的な学校」という姿勢を保護者・地域に示す必要がある。
- ④ いじめが疑われる事案に対しては、全職員の協力の下で徹底して情報収集に努め、見聞きした情報や行った指導などを適宜記録し、記録の保存を適切に行うべきである。被害児童及びその保護者が「いじめが解消した」と認めるまでは「継続中の事案である」と考え、アンケートや作文、児童からの聞き取り内容は保持すること。現在は書類のデータ化も進んでおり、保存場所に困るという状況は起きにくくなっている。少なくとも本件のように、「継続中」と認められる動きが持続している事例については、後任者に適切に引継ぎを行うことも含め、記録の散逸が起きないように厳重に管理されるべきである。
- ⑤ 初期対応の際の校内の協力体制を構築しておくこと。いじめ事案においては、初期対応が何よりも大切である。できるだけ早期に、事実関係を遺漏なきよう把握し、すべての教職員が正しい認識を持つとともに、保護者に

対する説明は迅速かつ誠実に行うべきである。特に、被害児童及びその保護者のニーズの把握に努め、学校がいかなる指導計画に基づいて、発覚したいじめ事案に対応するかについて十分に説明し、理解を得ておく必要がある。一方、加害児童に被害児童の傷つきや痛みを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害児童を指導することが求められる。また、調査の途中で新たな事実が明らかとなったり、学校側の判断に変更が生じるような場合には、遅滞なく、被害・加害側双方の保護者に説明を行うべきである。この時に留意しなければならないのは、学校・関係児童において不都合な事実も含め、被害側・加害側双方に同じ情報が伝えられなければならないことであり、学校としての対応がぶれないよう教職員間で意思確認を徹底しておかなければならない。

- ⑥ 校内のいじめ問題対策委員会を活用すること。同委員会が、いじめの未然防止、早期対応、事実確認、事案への対応・対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事等（生徒指導担当教員）を中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠である。また、同委員会は困難な事案等の対応時はもちろん、日頃から SC や SSW の参画をはじめ医療、福祉、司法、警察等の関係機関・専門家や教育委員会の専門部署に相談し、助言を受けることのできる体制を構築することが重要である。

加えて、「神戸市いじめ防止等のための基本的な指針」に示されている、校内いじめ問題対策委員会のメンバーについて、全校集会等の機会を利用し、全児童生徒の前で紹介し、担任以外に相談できる教職員の存在と、いじめにあっている、あるいはいじめを認知した場合に、具体的にどのように対応するかということを説明し、理解させるような取り組みを指導することが望まれる。

- ⑦ 管理職を含めた学校職員は、児童生徒の気持ちをより深く理解するための研修を定期的に行い、常にいじめを含めた児童の問題に寄り添うことので

きるスキルを身に着けるようにしておくこと。研修においては、心理学や教育学、児童精神医学、生徒指導などの専門家、スクールロイヤーなどの外部識者を積極的に活用することが望ましい。また、一方的に話を聞くだけの研修に終わるのではなく、研修内容を活用したアクティブラーニングやロールプレイなど、当事者の視点で能動的に参加し、「ともに考え、学び、経験すること」のできる充実した内容の研修にすることを強く推奨する。

- ⑧ 困難事案への対応を含めた実践的ないじめ対応マニュアルを整備すること。学校はそれぞれの地域特性やマンパワーなど、独自の色を持っている。その学校の実情に応じたマニュアルやガイドラインを、教職員全員の協力の下で、整備することが望まれる。対応マニュアルには、適切な保護者対応や連絡方法、困難な事態が生じた場合の危機管理対応も含まれるべきである。さらに、児童生徒からのサインに気付くためのチェックリストを作成・活用することも有効である。そして、それらのマニュアル等は、校内外での新たな実践や経験、知識の積み重ねに応じ、適宜バージョンアップさせていくことが望まれる。

さらに、それぞれの学校におけるいじめ対応への取組みについては、各学校のホームページ上において、具体的に提示されるべきである。当該内容の情報開示においては、とりわけ、年間指導計画やいじめ認知以降の学校の具体的な対応のフローチャート等を児童生徒や保護者に対して提示するよう指導することが必要とされる。

- ⑨ 被害児童の視点で「いじめ」を捉えること。学校側が加害側の児童・保護者に配慮するあまり、被害児童にも問題がある、加害側にも言い分がある、お互いにやりあっている、などといった事情を受取ると、「いじめ」ではないと判断しがちである。しかしながら、いじめはあくまでも被害を受けた側がどう思ったかということが重要であるとの立場に常に立ち返り、被害児童の心の傷に寄り添い、丁寧に事実を確認していくことが重要である。また、被害児童の保護者が様々な「要求」を学校に対して行なうこともあ

り得るが、何よりも大切なわが子がいじめで苦しんでいる様子に接し、何とかしなければならぬと考えるのは、親として当然のことである。学校として、できることとできないことを示すことが必要な場面は想定できるものの、「加害生徒に配慮してできない」などと早々に決めつけるのではなく、どう対応すればよいのかを共に考え、協力しながらよりよい解決策を模索していく姿勢を示すことが重要である。

- ⑩ 児童と担任、その他の教員との間で信頼関係を構築すること。児童が教師にいじめを訴えることはかなり稀なことであり、そのため教師には、常にいじめに対する感度を高く持っておき、注意深くクラス内、生徒たちを見守ることが求められている。そして、「困っている児童」を認知した際、すぐに適切に手を差し伸べ、解決に向けて共に行動してくれる教師を、児童は深く信頼することになる。このように、児童との間に信頼関係が構築されていれば、いじめにあった場合やいじめを見聞きした場合、児童が教員に対していじめの事実を訴える可能性は高まるといえる。また、毎日の生活ノートなどを活用し、児童一人一人との間に温かなコミュニケーションをとることによって、早期にいじめに関する SOS をキャッチする可能性もある。
- ⑪ 生徒指導提要（改訂版）に示されている『困難課題対応的生徒指導』として、いじめ解消に向けた組織的な指導・援助が不可欠である。被害児童及び加害児童に対しては、一過性の見守りや指導では不十分であり、継続的な見守りと指導、適切な声掛け等にて安全・安心を回復する支援が求められる。保護者との連携も継続し、学校での様子と家庭での様子についての意見交換を適宜行い、全教職員をあげての適切なフォローアップ、被害・加害の関係修復、学級をはじめとする集団の立て直し等を行うように努めるべきである。
- ⑫ 本件事案を教訓にするなど、具体例に沿って、「いじめ」に対して適切に判断を行い、十分な介入、指導が行えるような取り組みが行われる必要が

ある。

2. 教育委員会について

(1) 問題点

本件は平成 18 年に認知され、以降、様々な局面を経ながら、現在に至るまで問題が持ち越されてきたものであり、そのため、本報告書で指摘した通り、問題点は非常に多岐にわたっている。それらの問題点のいくつかは、これまでの教育委員会における組織改革によって改善されているかもしれないが、さらに本件を出発点・教訓とし、教育委員会組織がより具体的・実践的に学校や専門機関との連携を行うことで、いじめを含めた児童・生徒の問題を解決できるような体制を構築することが望まれる。

文部科学省は、児童生徒の問題行動への対応にあたっては、学校と関係機関との間で単なる情報の交換だけではなく相互に連携して一体的な対応を行うこと（行動連携）が重要であると提言している。行動連携のためには教育委員会・学校・関係機関とのネットワークによる連携活動が不可欠の要素となるが、以下では具体的に教育委員会がどのような役割を果たすべきかについて述べたい。

(2) 提言

① 学校の対応が不十分な場合における学校への積極的な助言、指導を行うこと

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として位置づけられており、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行する機関である。平成 26 年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築が図られている。この改正により、いじめ事件などが生じた場合にはまず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとされた。

本件が発覚した平成 18 年当時にはいじめ等の重大事案に対する責任体制が明確でなく、迅速な危機管理体制が構築されていなかった。そのため、

学校現場に近い指導主事の裁量に任せる部分が多く、困難事案においても情報は部長止まりであり、引継ぎも十分に行われていなかった。このため、本件においては学校における初動対応が場当たりの杜撰なものとなってしまい、結果として関係児童の保護者との信頼関係も崩壊するに至っている。

本来、教育委員会事務局は学校における主体性を重んじるべきであるが、学校は児童・生徒、その保護者との距離が近く、被害とされる側と加害とされる側との言い分が対立するような場合には双方の間で板挟みになり、身動きが取れなくなるような事態も想定される。そのような場合、教育委員会には、事案発生後の学校支援の為の人的支援の提供や適切な指導・助言等を行うことで、学校に対する後方支援を行うことが求められる。具体的には、指導主事が学校に対して指導・助言を積極的に行うことに加え、きめ細かく記録をつけ、事務局と情報共有し、折に触れ首席指導主事、担当課長、場合によっては課を横断した対応組織・チームを編成し、当該校における支援・指導の在り方を総合的に検討し、学校に対して中長期的な指導・助言を行う必要がある。

さらに、教育委員会の付属機関である神戸市いじめ問題審議委員会（以下、「いじめ審」）なども活用し、解決が困難となったり、指導がうまくいかない事案について助言を仰ぐなど、より多くの専門家などと有機的に連携できる体制を構築することも考えられよう。

② いじめ防止等に関する基本方針、年間指導計画、ガイドライン等の策定と指導

神戸市いじめ審は、平成 28 年 10 月に発生した垂水区中学生自死事案に対する平成 31 年 4 月 16 日の神戸市いじめ問題再調査委員会による調査報告書において提言されたいじめの再発防止策に対して、いじめ問題への対策を大きく「いじめ対応（いじめの未然防止、初期対応、重大事態への対応として具体的に取り組むべきこと）」、「子供理解（いじめに直面する子供たちをしっかりと理解すること）」、「学校組織（教員一人で抱え込むことのないよう学校が組織として対応すること）」、「地域・多職種連携（いじめ

問題が複雑化・多様化する状況の中で、学校だけではなく地域や多職種との連携を図ること)」の4つのテーマに分類し、それぞれ具体的に取るべき施策を示している。

それぞれの学校にはその地域特性等に応じた特徴があり、児童間や教員間、児童－教師間の関係性もそれぞれ異なってくるのは当然である。そのため、いじめ審の示した「未然防止」「初期対応」「重大事態への対応」の重点目標として示されているいじめアンケートの実施及びその結果に基づいて確立される対応プログラムを、それぞれの学校の実情に応じた実効性あるものとして機能させなければならない。これらの目的のために、教育委員会においては、各学校担当の指導主事を通じて、いじめ防止等に係る基本方針や年間指導計画、重大事案に対する対応ガイドラインなどを策定するようきめ細かく指導することが望ましい。そのために教育委員会は、数年単位で異動を繰り返す指導主事が各学校で起きる諸問題に適切に対応・指導・助言を行うことができるよう、指導主事に向けた学校対応ガイドラインや研修プログラムを準備するなど、組織が一枚岩となって取り組む必要がある。

また、市内外で起きたいじめ事案に関する情報を収集し、それを各学校に共有することによって、各学校のいじめ防止等に係る基本方針や年間指導計画の定期的な見直し・評価を行うことも重要である。そして、それらの基本方針は保護者らにも示される必要があり、わが子がいじめにあった場合には活用することを可能にすることも検討されるべきである。

そして、それぞれの学校におけるいじめ対応への取組みについては、各学校のホームページ上において、具体的に提示されるべきである。当該内容の情報開示においては、とりわけ、年間指導計画やいじめ認知以降の学校の具体的な対応のフローチャート等を児童生徒や保護者に対して提示するよう指導することが必要とされるのであり、教育委員会は学校に対してそれらを具体的に指導し、また援助すべきである。

加えて、「神戸市いじめ防止等のための基本的な指針」に示されている、校内いじめ問題対策委員会のメンバーについて、全校集会等の機会を利用し、全児童生徒の前で紹介し、いじめにあっては、あるいはいじめを認

知した場合に、具体的にどのように対応するかということを説明し、理解させるような取り組みを指導することが望まれる。

さらに、生徒指導提要（改訂版）を用いて、“いじめ”について教職員の意思統一を図るような働きかけを行うことはもちろん、児童生徒、保護者、地域との共有の機会を設けるよう、学校関係者を支援・指導することが望まれる。

③ 教育委員会内での情報共有の徹底

本件は平成 18 年に認知され、次年度には被害児童が転校しているが、被害側において、平成 19 年 4 月に兵庫県弁護士会に人権救済申立がなされ、それと並行して加害児童の保護者を相手に民事訴訟が提起された。そして、人権救済申立には平成 21 年 2 月 9 日に「不措置」の決定が出され、同年 12 月 18 日には民事訴訟に対する高裁判決が出されたが、この間ずっと、現在に至るまで、本件は未解決のまま争われている状況であった。これらの決定がなされる前から被害児童の保護者は教育委員会に対して公文書公開請求を繰り返しており、平成 23 年 3 月 15 日より断続的に「全国学校事故・事件を語る会」の H 氏から本件について「教育委員会が神戸地裁に回答した内容が虚偽である」「教育委員会の常任委員会での答弁が虚偽である」などの陳情が出されており、平成 24 年 9 月の時点で林指導部長（当時）が被害児童本人及びその保護者と面談を行うなどしている。さらに「神戸市教育委員会事務局の『いじめ隠蔽』に関して、教育委員会に面談を求める陳情」（平成 25 年 6 月 10 日）、「いじめ事案について、教育委員長および教委事務局の対応その他の行為が、違法又は不当であるおそれがあるため、諮問を求める陳情」「いじめ事案について、教育委員長に直接会って説明を求める陳情」（いずれも平成 26 年 2 月 10 日）などが行われ、その後も同様の陳情が繰り返されていたことから、教育委員会は陳情事案についての想定問答を作成したり、常任委員会で答弁を行うための教育委員長レクチャーなどを繰り返していた。

しかしながら、このように事案が「現在進行形」の状況であったにも関わらず、教育委員会においては本件の記録等の整理や管理を満足に行って

おらず、課の内部でばらばらに保管し、引継ぎ等もほとんど行われてきていなかったことが、令和4年6月20日教育こども委員会におけるM委員の質問に応じる形で実施された「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案に係る学校作成資料等に関する内部調査」において明らかとなっている。

神戸市教育委員会においては公文書について「5年廃棄ルール」が存在するとされているが、本件は発覚当時から常に事案が動いている状況であり、都度教育委員会においても対応を求められてきていたことからしても、公文書の取り扱いとしては極めて不適切な状況であったと指摘せざるを得ない。教育委員会としては、毎年数多くあがる案件の全てにおいて資料を整理し、適切に管理することは物理的に不可能だとするかもしれないが、現在は書類のペーパーレス化も進み、電子文書の管理方法も極めて容易かつ気密性を保持することが可能になっている。特に本件のような進行中の案件に関しては、適切な情報管理を行うためのルールを教育委員会内で策定しておく必要がある。また、事案の引継ぎに関しても、恣意的な重要（重大）性判断によって行うのではなく、しっかりとルール作りを行っておくことを提案したい。

④ 「保護者の気持ちを受け止める」適切な保護者理解と委員会事務局の役割

本件では、被害・加害双方の保護者において、当該学校の対応に対し不満を持つに至っており、それが解消できなかったという状況が存在していた。教育委員会事務局は、保護者からの相談に対して、その心情やニーズに十分寄り添うことができず、かえってクレーマーであるかのような扱いを行っていたことから、特に被害児童保護者において教育委員会に対する根深い不信感を招くに至っている。

教育委員会は、事件の初動においては学校からの情報のみによって動くことがほとんどであるが、学校がもたらす保護者に対するネガティブな評価については、それを鵜呑みにすることなく、保護者の立場に立って親身に問題解決を図る必要がある。そのため、教育委員会事務局は、「保護者の気持ちを受け止める」ことを重視しつつ、学校に対して指導・助言を行う

とともに、担当指導主事の立場で保護者や児童に面談を申し入れ、児童のおかれている状況や要望等を掴むことはもちろん、保護者の要望も把握して、当該小学校としての可能な対応や児童への支援について系統的な支援・指導を工夫すべきである。またその際には、必要に応じて専門家を派遣するなどの役割を担う必要がある。

⑤ 教職員の正しい生徒理解に向けた教育ツールの導入及び職員研修の充実

当該学校では、被害児童の担任教諭が適切にいじめを発見・介入することができていなかったことに加え、本件いじめが発覚して以降も、被害を否定したり矮小化する行動を繰り返していたことが指摘できる。もちろん、本件が発覚した当時は文科省のいじめ定義がより被害者に寄り添うものに変更される以前であり、学校においては児童の心情よりも客観的ないじめ行為の認定を優先させていたという時代背景も影響しているとは言い得るものの、担任の経験からくる恣意的な判断を排除することは困難な状況であった。このことは、現在のいじめ対応においても、しばしば学校側が批判される要因ともなっている。

現在ではこのような状況は改善されてきていると思われるものの、神戸市が統一的に実施するいじめアンケートに対する正しい生徒理解とクラス運営のために、Y-P アセスメントや Q-U など、他の自治体で採用されているアセスメントツールを活用することなども有効である。

紙ベースで行ういじめアンケートにおいては、周りの児童生徒の視線を感じ、悩みを持つ児童生徒が委縮して思うように申告できない事態も想定される。そのため、自宅で記入し、翌日に封筒を入れて回収する等の工夫をすることも検討されるべきである。

現在は、1人1台の端末環境が整備されていることから、いじめアンケートもデジタル化に対応させる準備を行うことも必要である。ただしこの場合、個人情報の取り扱いには細心の注意を払う必要があるため、専門家の助言を得ながら、モデル校での試験実施を繰り返すなど、慎重に導入を行う必要がある。

教育委員会事務局は、いじめ対策としてアンケートを実施することのみ

で必要充分であると考えのではなく、アンケートより得られた状況や結果をどのように分析し、どのような介入を行うことが望ましいか、組織としてそれらをどのように活用していくかについて学校に十分に説明し、理解を得る必要がある。そのため、教職員に向けたいじめ防止・対応研修会においては、アンケートのアセスメントに関する専門家による解説が行われることが望ましい。

また、アンケートを実施した後の流れの確認（担任以外に学年主任、生徒指導主事、いじめ対策委員会等の複数のチェック機能）が必要であり、年度当初での確認に加えて、アンケート実施前に確認の期日等を含めての再確認を行っておく必要がある。

そして、アンケートの結果、特定の児童に関する気になる記載事項が認められた場合には、決してそのままにはせず、スクールソーシャルワーカーなどを活用して個別の面談を行い、保護者とも連携して、問題解決に向けて直ちにに取り組む機動性を持つ必要がある。

⑥ 市教委職員、管理職、教職員を対象とした研修を実施すること

本件発覚以降、教育委員会事務局においては、管理職や生徒指導担当教員、教諭、人権教育推進担当教諭などを対象とした様々な研修を実施しているが、それらの研修が実効性のあるものとして受講者に十分に理解され、それぞれの学校での取り組みとして定着しているかどうかを、いま一度確認することが望まれる。

今後実施される研修としては、受動的に参加するものではなく、具体的な事例を取り上げ、ワークショップやアクティブラーニング形式の研修会を積極的に取り入れる必要がある。そこでは、以下の内容が含まれるべきである。

- ・ 成功事例のみならず、あえて失敗事例を取り上げること
- ・ 上記のアンケートの確認（担任1人から組織での情報共有）
- ・ いじめ認知後の具体的な初期対応の確認
- ・ 被害、加害、関係児童への具体的な聴き取りの仕方

- ・加害者・被害者の説明が食い違う場合の対処の仕方
- ・保護者対応及びその支援の方法、特に被害側と加害側が対立する場合の対応と具体的支援のあり方
- ・いじめ対策委員会（組織）としての対応・支援の確認（SC,SSW との連携等）
- ・教育委員会との連携の確認
- ・解消までのかかわり（心の通った指導の確認）
- ・再発防止、未然防止に向けて（見逃しのない観察、手遅れの無い対応の確認）

⑦ 責任の所在を明確にすること

教育委員会組織としての行政職員と教育職員（学校籍職員）の双方向からのチェック・監視体制を構築することが必要である。

2016年に、垂水区市立中3年女子生徒自死事案において、市教育委員会がいじめ調査メモを隠蔽した問題が発覚し、市教委の信頼を大きく損なった事態があったが、本事案はその前に発覚していた問題であるから、市教委には依然として、隠蔽体質があったと言われても仕方がない面がある。

その後も2019年に神戸市東須磨小学校における教員間の傷害、器物損壊、名誉棄損等の事件が発覚したが、その際にも「昭和の時代を彷彿とさせる組織の隠蔽体質と徹底的に身内を庇う神戸市の教職員や市教委の組織風土」などの辛辣な意見が出されたりしている。そのため、市教委においては長年にわたり、学校籍職員の考えが中心の、所謂職員室気質のもと、行政職員からのチェックが十分に機能していなかったのではないかとの疑念を禁じ得ないところである。

本件においては、当初の発覚当時より、指導主事が学校に対して時系列を作成することを指示し、その都度学校の取るべき対応に関して助言・指導を行っていたことがうかがえるが、その内容は場当たりのためであり、首席指導主事や課長に伝えられることはあっても、十分に課内部でその内容を検討したり評価するような体制を取っていなかった。

神戸市教育委員会において指導主事は2～4年ごとに交代しており、そ

の間に担当地区を交代することがほとんどである。このような体制にあって、事案や記録の引継ぎが十分になされていない場合には、何か必要性が出てきた際に前任者が作成した書類をただ踏襲するなどし、その内容が不明確なままに組織としての意思決定が行われることになるのは当然であろう。

事案が分かりやすく継続しているということはむしろ少ない事態であると思われ、ある程度時間が経ってから保護者から訴えが出されたり、紛争になる事態も想定されることから、担当指導主事においては、解決したと思われる事案においても、しっかりと引継ぎのための文書を作成した上で課内の所定の場所に保管しておくべきであり、前述したようにデジタルデータで残しておくことも考慮すべきである。

上記のような運用を適切に行うためには、行政職職員も含め、課内において、文書管理における責任者及びルールを明確に規定しておくことが望ましい。そして、このようなことがきちんに行われていれば、前述した令和4年度の「内部調査」を行うような事態は避けられたものと思料する。

また、本件にかかる文書において決裁印が付されているものは非常に少なく、本件調査対象となった裁判所の調査嘱託に対する回答文書においても決裁印が押された文書が不自然にも残されていなかった。決裁書を要する公文書は決裁書と一体の状態では保管されていることが通常であり、このような文書保管状況から責任の所在が不明になってしまった感も拭えない。

組織の意思決定における責任の所在を明確にしておくことは、市民の教育行政に対する信頼にも資するものであり、本件を教訓にし、そのような取り扱いを徹底することが望まれる。

⑧ 議会答弁について

教育委員会においては、本件について常任委員会等で質問が出されるたびに、該当すると思しき資料を引っ張り出し、過去において本件に関して教育委員会が意思表示を行った内容をひたすら踏襲するという方法での答弁を繰り返してきていたことがうかがえる。

議会答弁は、議会の議員が、地方公共団体の一般事務について所見を求め、疑義を質すこと、あるいは政策を提言することであり、議員はその固有の権限として質問の権利を有している。そのため当然、教育委員会が市議会等で答弁した内容は教育政策の根拠とされる重要なものであり、教育委員会担当者においては、自ら知り得る限りで誠実に答弁を行うことが求められている。

当委員会の聞き取りにおいて、教育委員会における議会答弁の準備としては、過去に教育委員会が作成した資料を所管課が新たにまとめ、教育長などの答弁者に対してレクを行うなどしたり、部長以下が答弁を行う場合には担当課から説明を受けながら過去の資料を要約した内容が示されるなどの回答を得ている。しかしながら、これまでの資料の整理・保管状況や本件に関する引継ぎがほとんどなされていなかったことに鑑みると、答弁者が事案の詳細まで正確に把握することはまず不可能であり、せいぜいこれまでの教育委員会の答弁を踏襲する程度の答弁しかできないのは当然であろう。

議会に対して被害児童保護者からたびたび陳情が行われ、「虚偽答弁である」との主張が行われていた本件においては、少なくとも1人でも職員が一度資料をすべてあらため、丁寧に事案を読み解き、被害児童保護者側から出されている疑義やクレームについてきちんと原資料をあたって対応できるようにしておくべきであった。その作業をまさに今回、当委員会が行ったのであるが、いたずらに陳情が繰り返され、そのたびに曖昧な議会答弁が重ねられることで批判がどんどん積み上げられる以前に教育委員会内部でこのような作業を行っていたら、ここまで事案が複雑化し、紛争が長期間にわたることはなかったものと思われる。

今後は、同様の事態が生じることがないように、議会答弁において深刻な疑義が生じた場合には、担当者がきちんと原資料にあたり、どのような資料を根拠にして答弁を行っているのかについて正確に理解した上で答弁が行えるような対応を心がけるべきである。

以上

平成 18 年 2 月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案における
いじめの有無及びその対応を調査する委員会 委員名簿

令和 5 年（2023 年）5 月 11 日現在

氏名	職業又は役職等
池田 忠	嵯峨美術大学 教授
南部 さおり 【委員長】	日本体育大学大学院 教授
尾藤 寛 【副委員長】	尾藤法律事務所 弁護士

五十音順・敬称略